

沖繩市一般廃棄物処理基本計画(素案)

令和8年1月

沖 繩 市

<目次>

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

1. 一般廃棄物処理基本計画について…………… 1
2. 計画の位置づけ…………… 2
3. 計画対象地域…………… 2
4. 計画期間及び目標年度…………… 2

第2章 沖縄市の概要

1. 沖縄市の位置…………… 3
2. 人口…………… 4
3. 産業…………… 5
4. 土地利用状況…………… 6

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現況…………… 7
2. ごみ処理の課題…………… 31
3. ごみ処理行政の動向…………… 34
4. ごみ排出量の将来推計…………… 37
5. ごみ減量化目標の設定…………… 44
6. ごみ処理の基本理念・基本方針 …… 47
7. ごみの排出抑制のための方策…………… 48
8. ごみの分別区分…………… 53
9. 排出抑制・再資源化計画…………… 54
10. 収集・運搬計画 …… 56
11. 中間処理計画…………… 57
12. 最終処分計画…………… 58
13. ごみ処理施設の整備に関する計画…………… 59
14. その他の計画…………… 60

第4章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現況…………… 62
2. 生活排水処理の課題…………… 67
3. 生活排水の将来推計について…………… 68
4. 生活排水処理の基本理念・基本方針 …… 69
5. 生活排水処理対策…………… 70
6. し尿・浄化槽汚泥の処理計画 …… 73

第 1 章 一般廃棄物処理基本計画の概要

1. 一般廃棄物処理基本計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項により、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないとされています。

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています（図 1）。

一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

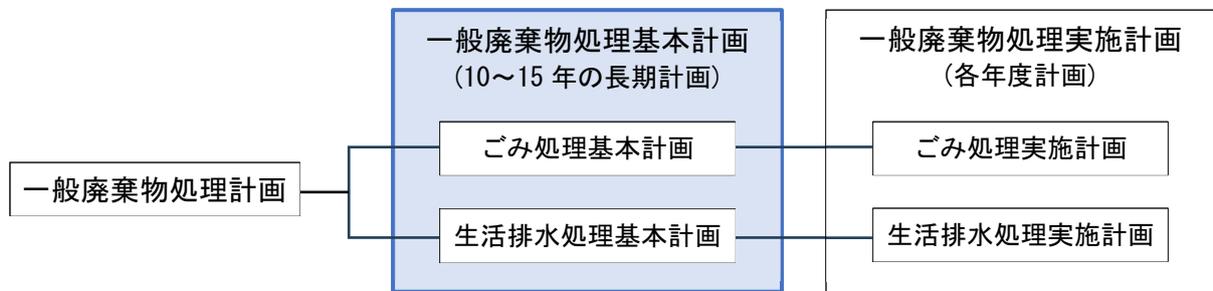


図 1 一般廃棄物処理計画の構成

本市では、平成 27 年度に平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間とする一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

令和 7 年度は目標年度となっており、設定した目標値の達成状況などの検証を行い、現状や課題を整理するとともに、「SDGs (エスディージーズ)」の考え方も踏まえ計画の策定を行います。

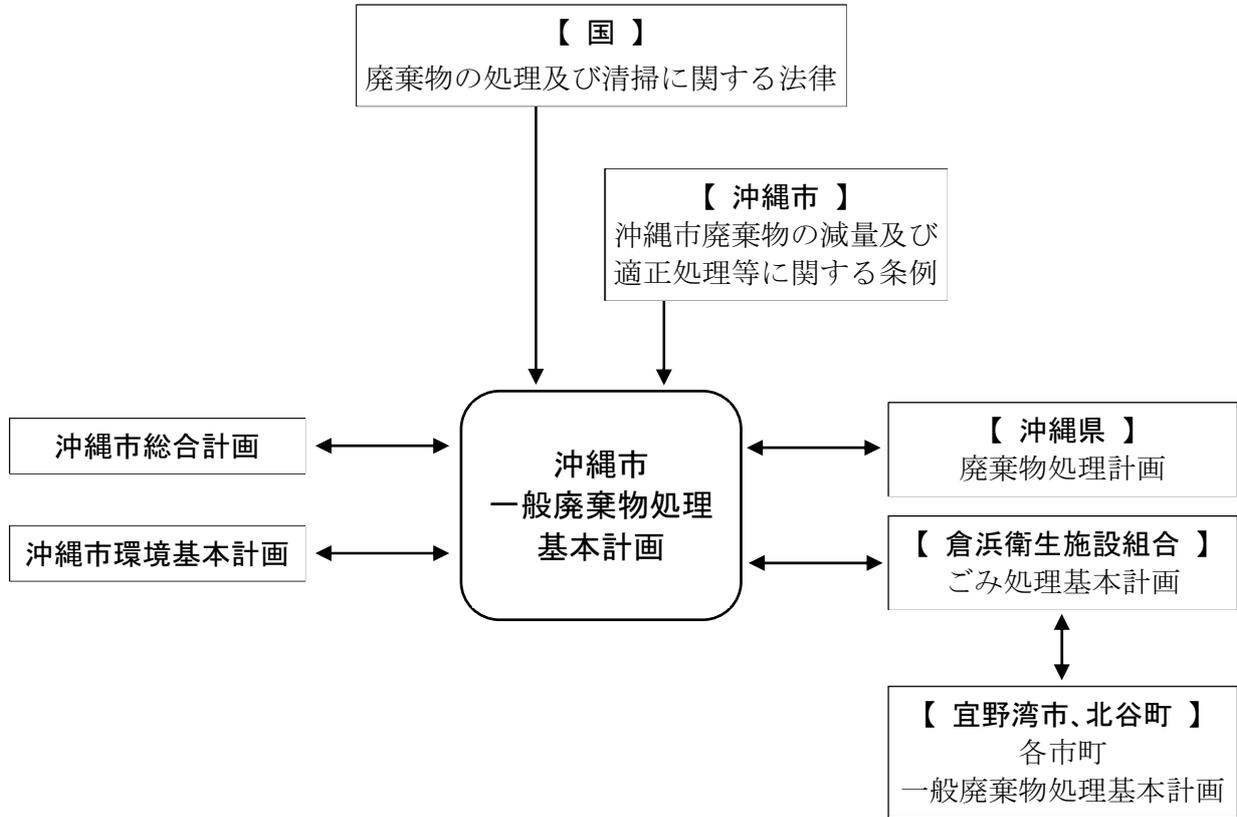
SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

「SDGs」は、2030 年までに先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な開発目標で、気候変動対策やクリーンエネルギーの普及など 17 のゴール(目標)と 169 のターゲットが掲げられています。

1 2. 計画の位置づけ

2 本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「沖縄市廃棄物の減量及び適正処理等に
3 関する条例」の規定に基づき策定するもので、本市が市内から排出される一般廃棄物を管理し、
4 適正な処理を確保するための基本となる計画です。

5 本計画では、市内全域(米軍施設内を除く)を対象とするとともに、市内から排出される一般廃
6 棄物の中間処理及び最終処分を行っている倉浜衛生施設組合(構成市町：本市、宜野湾市、北谷
7 町)管内の一般廃棄物処理の枠組みを踏まえたものとします。



24 図 2 沖縄市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ (概要図)

26 3. 計画対象地域

27 計画対象地域は、沖縄市の行政区域のうち、在日米軍施設を除く全域とします。

29 4. 計画期間及び目標年度

30 沖縄市では、平成 27 年度に平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間についての基本計画を策
31 定し、令和 2 年度に中間見直しを実施しています。

32 今年度は、新たに令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間についての基本計画の策定を行いま
33 す。

34 表 1 沖縄市一般廃棄物処理基本計画の計画期間及び目標年度

令和 8 年度 (1 年目)	9 年度 (2 年目)	10 年度 (3 年目)	11 年度 (4 年目)	12 年度 (5 年目)	13 年度 (6 年目)	14 年度 (7 年目)	15 年度 (8 年目)	16 年度 (9 年目)	17 年度 (10 年目)
初年度				中間見直し					目標年度

第2章 沖縄市の概要

1. 沖縄市の位置

沖縄市は、沖縄本島の中央部に位置し、市域面積 49.72 ㎢の約 9 割が標高 100m以下の地域で、中城湾に面する東海岸部から斜面地域が連坦しながら、西北部の丘陵域へと広がっています。北はうるま市・恩納村、南は北谷町・北中城村、西は嘉手納町・読谷村に接し、南東は中城湾に面しています。

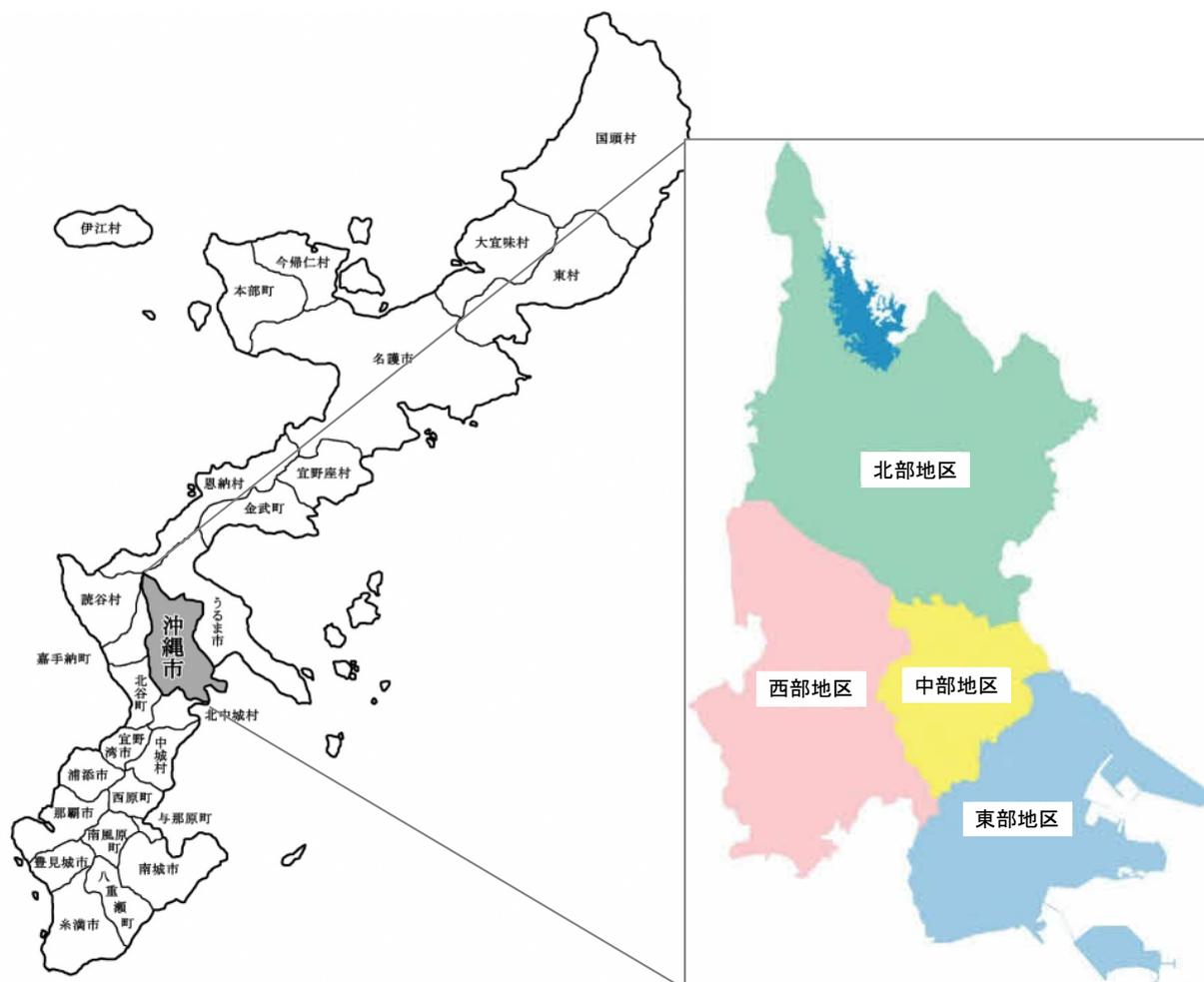
また、自然的、社会的、経済的および文化的諸条件を勘案し、北部地区、中部地区、東部地区、西部地区の4つの地区に区分しています。

北部地区は、丘陵地が広く卓越し、台地・段丘が複雑に分布する地形をなし、地区の多くを米軍施設・区域によって占められています。

中部地区は、斜面地となだらかな傾斜の台地からなっており、国道 329 号と国道 330 号が交わるコザ十字路を中心に地区の全域が用途地域となっています。

東部地区は、地区の大部分が海岸低地からなり、斜面を経て丘陵部へと移行する地形で構成されており、近年市街化が進行し人口が増加しています。

西部地区は、戦後、胡屋十字路周辺を中心に、基地の門前町として急速な発展を遂げてきた地区です。



資料：沖縄市災害廃棄物処理計画(令和 6 年 3 月)

図 3 沖縄市の位置

1 2. 人口

2 本市の平成 27 年度から令和 6 年度までの人口と世帯数の推移は、人口は令和 3 年度の 143,119
 3 人をピークに減少傾向にあります。一方、世帯数は継続的に増加しており、令和 6 年度には 67,477
 4 世帯に達しています。これに伴い、1 世帯当たりの人員も年々減少しています。

5
6

表 2 人口と世帯数の推移（各年 12 月 31 日現在）

年度	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人/世帯)
平成27年	140,503	58,623	2.40
平成28年	141,612	59,910	2.36
平成29年	141,775	60,824	2.33
平成30年	142,217	62,026	2.29
令和 1 年	142,634	63,234	2.26
令和 2 年	142,973	64,380	2.22
令和 3 年	143,119	65,172	2.20
令和 4 年	142,679	65,902	2.17
令和 5 年	142,283	66,610	2.14
令和 6 年	141,739	67,477	2.10

資料：「第 51 回沖縄市統計書 令和 6 年度版」（沖縄市）

7
8
9

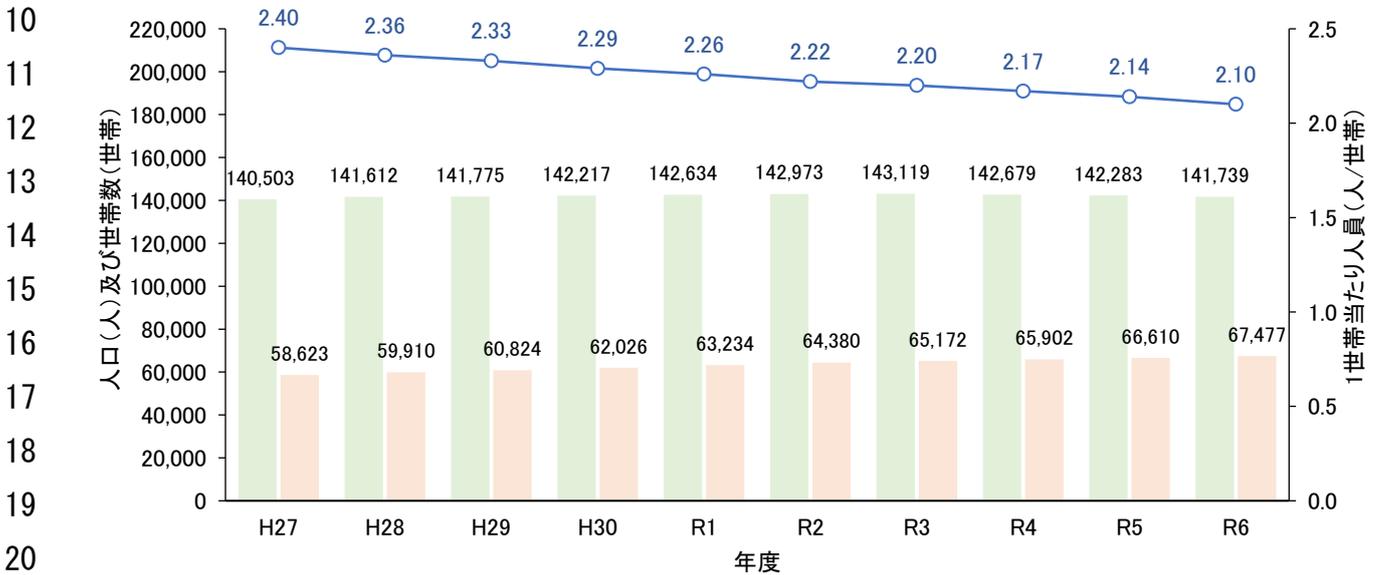


図 4 人口と世帯数の推移

20
21
22

1 3. 産業

2 本市の事業所数は、平成 24 年の 5,459 事業所から令和 3 年には 5,163 事業所へと減少傾向にあ
3 ります。

4 令和 3 年の事業所数は、5,163 事業所で、「卸売業、小売業」が 1,154 事業所(22.4%)と最も多く、
5 次いで「宿泊業、飲食サービス業」が 881 事業所(17.1%)、「医療、福祉」が 624 事業所(12.1%)と
6 なっています。

7

8

表 3 産業分類別事業所数の推移

単位：事業所数

産業分類	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	令和 3 年
総数	5,459	5,453	5,275	5,163
第一次産業	5	7	5	14
農業、林業、漁業	5	7	5	14
第二次産業	475	477	468	544
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	2
建設業	293	290	284	370
製造業	181	186	183	172
第三次産業	4,979	4,969	4,802	4,605
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	2
情報通信業	33	38	28	32
運輸業、郵便業	64	59	53	57
卸売業、小売業	1,373	1,349	1,290	1,154
金融業、保険業	82	81	82	79
不動産業、物品賃貸業	453	429	394	447
学術研究、専門・技術サービス業	199	196	198	202
宿泊業、飲食サービス業	1,131	1,139	1,090	881
生活関連サービス業、娯楽業	552	567	524	472
教育、学習支援業	297	281	273	259
医療、福祉	376	442	484	624
複合サービス事業	19	19	18	17
サービス業（他に分類されないもの）	400	369	368	379

注 事業所数に事業内容不詳事業所は含まない。

資料 「第 43 回、第 43 回、第 46 回及び第 51 回沖縄市統計書」（沖縄市）

9

10

11

4. 土地利用状況

本市の土地地目別面積の合計は、31,408,364 m²となっています。

土地地目別面積の内訳は、宅地の41.61%が最も多く、次いで畑の8.94%、原野の5.85%となっています。また、その他が43.60%となっています。

表4 土地地目別面積（令和5年1月1日現在）（単位：m²）

	合計	田	畑	宅地	山林	原野	その他
面積	31,408,364	—	2,807,518	13,069,015	—	1,836,620	13,695,211
割合	100.00%	0.00%	8.94%	41.61%	0.00%	5.85%	43.60%

注1：国や地方公共団体の所有地などの非課税地積は含まれていない。

注2：「その他」は、池沼、牧場、雑種地（ゴルフ場の用地、遊園地等の用地、鉄軌道用地、その他の雑種地、その他）の合計。

資料：「第67回沖縄県統計年鑑（令和6年版）」（沖縄県企画部）

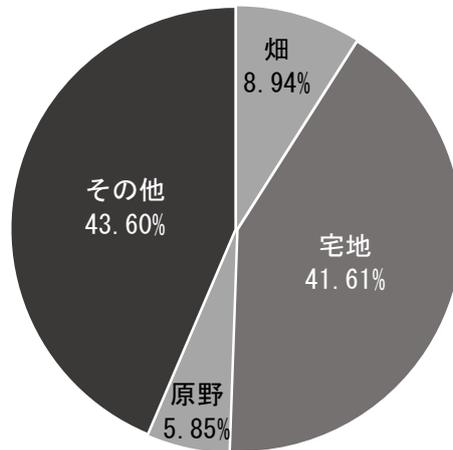


図5 土地地目別面積（令和5年1月1日現在）

本市の米軍基地と自衛隊基地の面積の状況を以下に示します。

本市の米軍基地の面積は1,689.5 ha (34.0%)で、自衛隊基地が68.9 ha (1.4%)となっています。

表5 米軍基地と自衛隊基地の面積（単位：ha）

	総面積	米軍基地	自衛隊基地
面積	4,972.0	1,689.5	68.9
割合	100.0%	34.0%	1.4%

注1：市町村面積は国土地理院の資料（令和4年10月1日現在）による。ただし境界未定部分については令和4年度普通交付税の算定に用いる市町村面積の協定書によって確定

注2：施設面積は沖縄防衛局の資料（令和5年3月末現在）による

資料：「第67回沖縄県統計年鑑（令和6年版）」（沖縄県企画部）

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現況

(1) ごみ処理の流れ

本市のごみの収集・運搬は、生活系ごみは委託業者、事業系ごみは許可業者が行っています。

ごみの中間処理及び最終処分は、本市、宜野湾市、北谷町の2市1町で構成している倉浜衛生施設組合の一般廃棄物処理施設にて行っています。

本市の中間処理は、「エコトピア池原(熱回収施設)」においてもやせるごみの熔融処理、「エコループ池原(リサイクルセンター)」においてもやせないごみ及び粗大ごみ(不燃性)の破碎・選別処理、かん類の選別・圧縮処理、びん類の選別処理、ペットボトル及び紙類の圧縮・梱包処理が行われています。

草木類については、民間業者に処理を委託し、堆肥化の原料として有効利用しています。

中間処理により発生する飛灰固化物及び不燃残渣(破碎残渣)は、「エコボウル倉浜(最終処分場)」にて埋立処分が行われています。

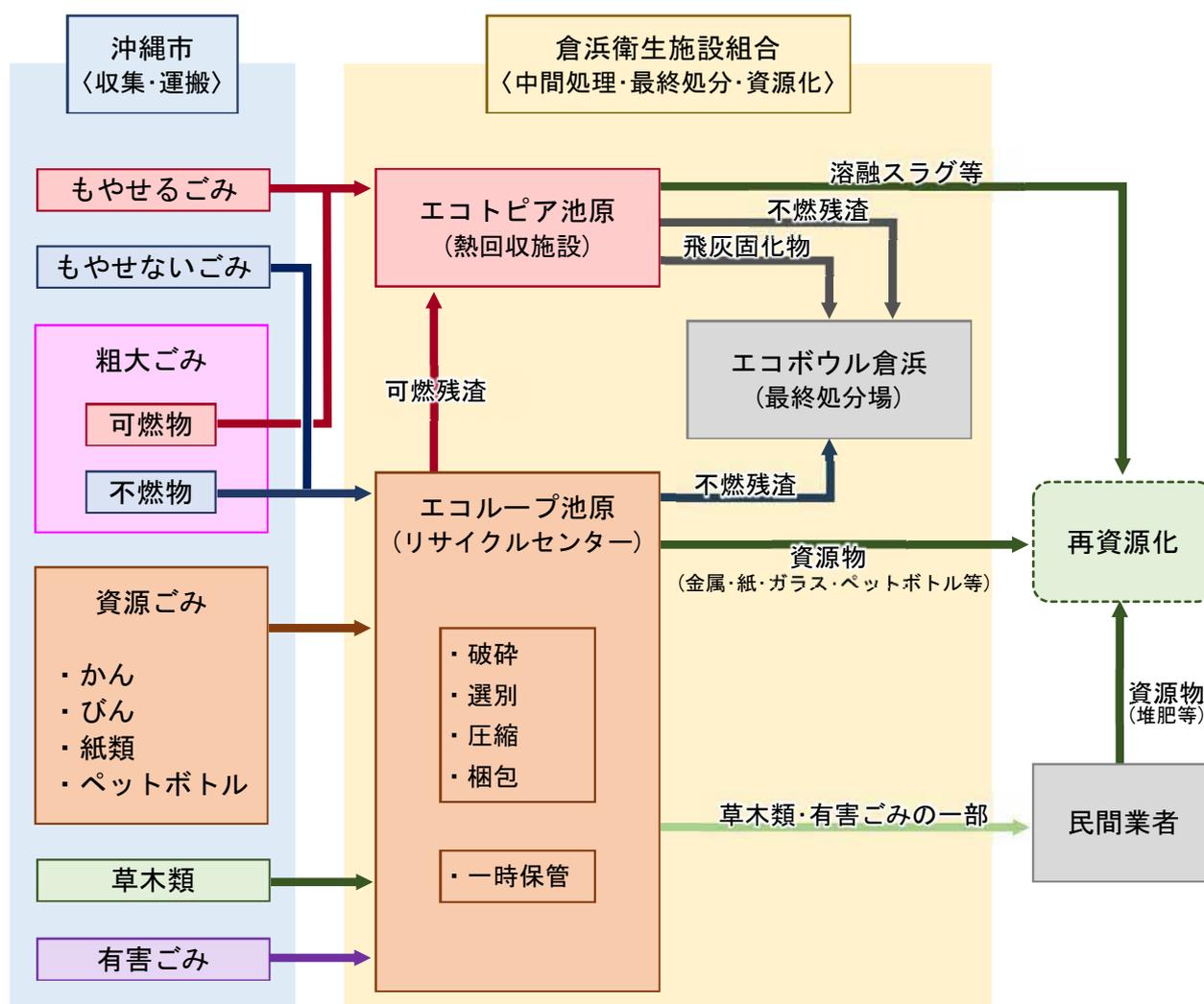


図 6 沖繩市のごみ処理の流れ

1 (2)ごみの分別区分

2 本市の分別区分は、生活系ごみが「もやせるごみ」、「もやせないごみ」、「粗大ごみ」、「資源ご
3 み(かん・びん・ペットボトル・紙類)」、「草木類」、「有害ごみ」の6種分別となっており、事業系ご
4 みは「もやせるごみ」、「もやせないごみ」、「資源ごみ(かん・びん・ペットボトル・紙類)」の3種分
5 別となっています。

6
7
8 **家庭ごみの正しい分け方・出し方**

- 9
10 **①分別して ②収集日の朝8時までに**
11 **③一般住宅は門前(見えやすい場所)、アパート・マンション(共同**
12 **住宅)は指定のごみ置き場へ出してください。**
13 **④1日にらせる量は9袋までです。ただし、草木類は除く。**

14 **プラスチック、ゴム、皮革、生ごみ、油、紙おむつ、紙くず**



15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
もやせるごみ

中身が見えるように出し、
口は必ずしばってください



※1袋10kg以内で、もやせるごみの
指定袋で出してください。

●廃食油

※紙パックなどに新聞紙を詰め、
染み込ませてください。



●衣類



●ゴム・皮革製品



●プラスチック類

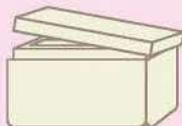
●生ごみ

※よく水切りすること



●ホース類

※50cm以内に切断してください
※50cmより長いものは
粗大ゴミになります。



●発泡スチロール



●ペットの砂



●かばん



●紙おむつ

※汚物はトイレに流す

●衛生用品

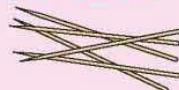


●CD

●テープ類

33 **注意していただくこと 竹串など鋭利なものの出し方**

34 ※鋭利なものは、紙などに包んで
35 「キケン」と表示して出してください。



36
37
38 図 7 生活系ごみの正しい分け方・出し方①

家庭ごみの正しい分け方・出し方

金属、金属を含む混合物、陶磁器、ガラス製品、小型家電製品、その他



もやせないごみ

中身が見えるように出し、口は必ずしばってください



※1袋10kg以内で、もやせないごみの指定袋で出してください。



●炊飯器



●ビデオデッキ



●ラジカセ



●電気コード・針金類
※50cm以内に切る
※50cmより長いものは粗大ゴミになります。



●なべ類



●小型の家電製品



●カサ
(もやせないごみ袋(大)を使う場合、カサは袋から飛び出しても可)



●ハンガー類



●食器類 (陶磁器、ガラス)



●白熱球



●フギ類



●カミソリ・はさみ・包丁



●鏡・ガラス類



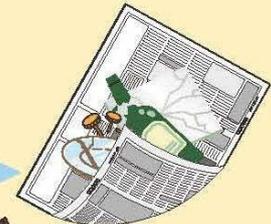
●花びん



●がびょう



●割れたピン類
資源ごみには出せません



われものや先のとがったものは危ないので、新聞紙等に包み「われもの」と袋に明記してください。

曜日

草木類

水曜日

1日に出せる量は、袋または束あわせて6点まで

出し方



※1m以内の長さに切って10kg以内で束ねる



※他のものは混ぜないで! ※10kg以内で透明袋に入れる



↑1本の太さ 直径15cm未満

7点からは申込が必要で! 19ページのお問い合わせをご確認ください。 ※申込した場合は、月曜日の収集となります。

収集できません

※自宅以外の場所(空地・お墓・畑など)の前 ※木材・ベニヤ板・角材などの加工されたもの



※70L袋・90L袋などの大きい袋での収集はできません



図 8 生活系ごみの正しい分け方・出し方②

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49

家庭ごみの正しい分け方・出し方

※かん・びん・ペットボトルごとに透明袋(中身が確認できる袋)に入れて、口は必ずしばってこまめに出してください。
二重袋・多重袋では出さないでください。



資源ごみ

曜日

かん

①キャップを取る ②軽く水洗いをする ※透明袋に入れる

※金属製のキャップはもやせないごみへ

ペンキ缶 一斗缶

ペンキ缶・一斗缶は中身を残さずもやせないごみへ

生ごみや食べ残しなど内容物の付着しているものは資源ごみ(かん)として収集できません。

●カセットボンベ・スプレー缶(エアゾール缶)は、ガスを使い切って資源ごみに出してください。
●中身の残ったカセットボンベ・スプレー缶(エアゾール缶)を排出するとごみ収集車やごみ処理施設の火災の原因となります。
●どうしてもガスを使い切ることができない場合は、袋を分け「残量あり」と袋に記載し出してください。 ※穴あけは不要です

びん

①キャップを取る ②軽く水洗いをする ※透明袋に入れる

※びんの口についている中栓は無理に取らないでそのまま出してください。
※金属製のキャップはもやせないごみへ

陶磁器	耐熱ガラス	ガラス食器	照明	キャップ	薬品びん

図 9 生活系ごみの正しい分け方・出し方③

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49

家庭ごみの正しい分け方・出し方

資源ごみ

曜日

有害ごみ 曜日

ペットボトル

※このマークが目印です 

①キャップをはずしてラベルをはがす ②軽く水洗いをする

※透明袋に入れて、口は必ずしばってください。

※キャップとラベルはもやせるごみへ

風強い日はごみ袋が飛ばされ、中のごみが飛散することがあります。風強い日は、各家庭で飛ばされにくくする対策をお願いします。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

下記のものもやせるごみとして出してください。
●異物が混じっているもの
●洗剤や医薬品の容器など
●卵パック



種類別に以下の2つの方法どちらかで排出してください。

紙類

1. 紙ひもでの出し方

紙ひも以外のひも(ビニールひもや麻ひもなど)やテープを使用すると収集できません。紙袋または紙ひもを使って出してください。

- 新聞・チラシ ※新聞とチラシは混ぜても出せます。(紙袋可)
- 段ボール ※テープ・ホッチキスは除く
- 本・雑誌
- 紙パック ※牛乳パックなどは、洗って切り開いて、ひもで十文字にしばってください。
- 雑がみ ※風強い日は、飛ばされないように袋を紙ひもでしばるなど対策をお願いします。

2. 紙袋または段ボールに入れる出し方

必ず種類別に分別して、紙袋や段ボールに入れて出すようにお願いします。飛散対策や紙類以外を入れないことを守っていただきますようお願いいたします。

- 新聞・チラシ
- 本・雑誌
- 紙パック
- 雑がみ

※中身が確認できるようにしてください。

※1つの紙袋または段ボールに入れるのは10kgまでとなっております。

●雑がみ(例)
紙袋・封筒・包装紙・ティッシュの箱・トイレットペーパーの芯・ラップの芯・パンフレット・はがき(圧着ハガキは除く)・カレンダー・コピー用紙・学校のプリント・メモ用紙・お菓子の箱・ビール6缶セットの包み紙など
※素材が紙だけのものです。

雨の日の紙類の出し方

雨の日は、できるだけ次の収集日に出してください。紙は濡れると汚れたり、カビなどが発生することなどにより、リサイクルできません。ご協力よろしくお願いいたします。

※袋には入れないでください。

資源化できないもの

窓(セロハン)のついた封筒、ビニールコート紙、紙コップなどのワックス加工品、防水加工紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、油紙、写真、感熱紙(ファックス用紙)もやせるごみとして出してください。



詳しくはこちら▶ 

※種類別に透明袋(中身が確認できる袋)に入れて、口は必ずしばって出してください。

- 蛍光灯 ※包み箱に入れる(包み箱がない場合、透明袋に入れる) 
- 水銀体温計 ※透明袋に入れる 
- ライター ※透明袋に入れる 
- 電池 (アルカリ・コイン・マンガン・ボタン・リチウム一次電池のみ) ※透明袋に入れる 
- 充電式電池 ※透明袋に入れる 

※白熱灯、LED電球は「もやせないごみ」へ

※残量がある場合は、袋を分け「残量あり」と袋に記載し出してください。

※電極にセロハンテープを貼って絶縁してください。

※電極にセロハンテープを貼って絶縁してください。※充電式電池の詳細い出し方はP2をご覧ください。

図 10 生活系ごみの正しい分け方・出し方④

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49

粗大ごみ

1点につき粗大ごみ処理券(300円)1枚が必要です

<p>家具類</p> <ul style="list-style-type: none"> ●机・こたつ等 ●タンス ●ソファー ●イス 	<p>寝具類</p> <ul style="list-style-type: none"> ●毛布・布団類 ●ベッド・マット ●ベッド枠 ●じゅうたん・カーペット ●畳 <p>毛布・布団類は50cm未満に切れば、もやせるごみ</p> <p>持ち運びしやすいように、ひも等でしばってください。</p>	<p>指定ごみ袋に入っても、収集車を破損させるおそれがあるので、下記のようなものは粗大ごみとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鉄アレイ・金属塊 ●石油ストーブ ●電子レンジ ●ボウリング球 ●ガスコンロ(カセットコンロ含む)
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自転車 ●板切れ ●電子ピアノ ●物干しざお ●ブラインド ●金属・プラスチック製パイプ <p>※1m程度、10kg以内に束ねてください。</p> <p>※10kg以内に束ねてください。</p>		

粗大ごみとは?

指定ごみ袋(大)に入らない物が「粗大ごみ」となります。(一部例外有り)※200cm以内のものに限ります。

- 処理券はスーパー・コンビニなどで購入できます。
- 1個または1束につき処理券1枚を貼ってください。



粗大ごみの出し方

粗大ごみは、定期収集は行っておりません。収集を希望される方は、電話又はオンラインにて事前に申し込みを行ってください。

申し込み方法	<p>電話受付</p> <p>粗大ごみ 受付専用電話</p> <h1 style="margin: 0;">938-5371</h1> <p>受付時間</p> <p>平日 午前8時30分～午後5時15分</p>	<p>オンライン受付</p> <p>沖縄市では、令和7年1月6日よりLogoフォームを活用した家庭から排出される粗大ごみ受付のオンライン化を開始しています!</p> <p>そのため、24時間いつでもお手持ちのスマートフォンやパソコンから受付が可能となりました。詳細は右のQRコードをご確認ください。</p>
--------	---	---

粗大ごみ回収までの流れ	<p>STEP 1</p> <p>出すものを確認し、粗大ごみ処理券等を準備する</p>	<p>STEP 2</p> <p>●電話受付 電話で①住所②お名前③電話番号④出すごみの内容と数量を伝えてください。</p> <p>●オンライン受付 スマートフォンやパソコンからオンライン受付してください。</p>	<p>STEP 3</p> <p>受付日と受付番号を粗大ごみ処理券に記入し、指定の日に出す。(処理券がはがれないように注意してください)</p> <p>処理券は見えにくいところに貼ってください。</p>
-------------	--	--	--

図 11 生活系ごみの正しい分け方・出し方⑤

粗大ごみ処理券(300円)+家電リサイクル券の両方が必要です

粗大ごみ

家電4品目

- ブラウン管テレビ
- 洗濯機
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 液晶テレビ・プラズマテレビ・有機EL
- エアコン
- 衣類乾燥機

※家電リサイクル券は郵便局で販売しています。メーカーを確認して購入してください。
※テレビはサイズ、冷蔵庫、冷凍庫は容量も確認してください。

粗大ごみ処理券
スーパー・一部コンビニで購入
+
家電リサイクル券
郵便局で購入

家電リサイクル

家電リサイクル法により、リサイクルが義務づけられています。過去に購入した小売店または買い替えをする小売店に引き渡すか、粗大ごみ受付をしてください。



自己搬入

引越しや家の清掃などで多量に出たごみ(※)を、直接処理施設へ搬入することができます。ただし、下記の方法で申し込みを行う必要があります。

※多量の目安としては、一度に100kg以上、または指定ごみ袋(大)10袋以上です。

※多量に出たごみを通常の収集曜日出す場合は、数回に分けて出してください。



- ①家庭ごみの正しい分け方・出し方(6~10ページ)を守り、**きちんと分別を行う**。
もやせるごみ、もやせないごみは指定袋に入れる。粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼る。
 - ②環境課窓口で、申請を行う。搬入されるものの分別を確認したあとに搬入許可証を発行します。分別が正しくないと搬入許可証の発行ができません。
※ごみを運ぶ時は、ごみが飛散・落下しないように、荷台にシートをかける、または、ロープで縛る等してください。
 - ③搬入許可証を持って、処理施設へ搬入する。
- お問い合わせ 沖縄市役所 環境課 クリーン係 電話 939-1212(内線 2223~2226)

図 12 生活系ごみの正しい分け方・出し方⑥

品 沖縄市 事業系ごみの分け方・出し方

How To Take Out The Trade Refuse 正商類垃圾分类・垃圾投放方法

Combustible Trash 可燃垃圾

もやせないごみ

口は必ずしばって→
ください
Tie the bag
securely.
請務必扎緊袋口

※透明袋で出してください
Place in clear bags.
※請装入透明垃圾袋後投放

- 紙くず Paper scraps 紙屑
- 生ごみ※よく水切りすること! Food scraps. Drain well. 厨余※請充分瀝乾水分
- ゴム・皮革製品 Rubber/leather 橡膠・皮革製品
- かばん Bags 手提包
- 弁当から Disposable lunch boxes 便當空盒
- プラスチック類 Plastics 塑膠類
- ホース Hoses 塑料管
50cm以内に切断してください
Cut into pieces shorter than 50cm.
請切斷為 50cm 以內長短
- 布きれ Fabric scraps 布類 (破布)
- CD・テープ類 CDs / Cassette tapes
CD・錄影帶類

Noncombustible Trash 不可燃垃圾

もやせないごみ

口は必ずしばって→
ください
Tie the bag
securely.
請務必扎緊袋口

※透明袋で出してください
Place in clear bags.
※請装入透明垃圾袋後投放

- なべ類 Pots 鍋類
- ハンガー (金属) Metal hangers 衣架 (金属)
- フライパン Frying pans 平底鍋
- 食器類 (陶器類、ガラス) Tableware (ceramic/glass) 餐具類 (陶瓷、玻璃)
- 炊飯器 Rice cooker 電飯鍋
- 電気ポット Electric pots 電熱水壺
- 電球 (白熱球・LED) Light bulb (Incandescent Light bulb・LED Light bulb) 燈泡 (白熾燈・LED燈)
- 小型の電化製品 Small electrical appliances 小型家電
- 電気コード Electrical Cord 電源線
50cm以内に切断してください
Cut into less than 50cm
請切斷為 50cm 以內長短

Recyclable Trash Cans/bottles/paper/PET bottles 資源垃圾 罐、瓶、紙類、塑料瓶

資源ごみ ペットボトル 紙類

※スプレー缶などは
ガスを必ず使い切る
Empty aerosol from
spray cans.
※破砕機等精確に把氣
體全部排出

※このマークが
目印です
This sign indicates the
material is recyclable.
※請由此符號辨識

※新聞とチラシは混ぜても出せます
Newspapers and flyers can be mixed.
※報紙和宣傳單可以混在一起投放

※テープ、ホッチキスは除く
Remove tape and staples.
※請除去膠帶、訂書針

※雑誌の出し方 封筒や紙袋に入れて出して
ください。フィルム、ビニールは取り外して
もやせるごみへ
Place mixed paper in envelope or paperbag.
Make sure to remove any plastic film from
the paper and dispose as combustible trash.
※廢紙的投放 請装入信封或紙袋後投放
請除去膠帶、塑料袋裝入可燃垃圾

正しい出し方
How To Separate
正確の投放方式

- 種類ごとに分けて出してください。●キャップを必ずはずしてください。●Separate by bottle types.●Remove all caps.
- 中を軽くすすいでください。●Rinse Inside
- ペットボトルはラベルをはがしてできるだけつぶしてください。●Remove all labels and crush if PET bottles.
- 精分類後投放●請務必取下瓶蓋
- 精洗清潔內部
- 精洗下瓶體標籤。蓋可能把瓶身壓扁

※透明袋に入れて、口は必ずしばって出してください。
Place in clear bags. Tie the bag securely.
※請装入透明垃圾袋後投放●請務必扎緊袋口

※紙類は種類別に紙ひもで十文字にしばってください。紙ひも以外を使用すると収集できません。
紙類垃圾請按種類區分使用紙繩以十文字型捆綁 未使用紙繩捆綁將不予回收

お問い合わせ先：●ごみの分け方・出し方・資源化について ●許可業者について 沖縄市役所 環境課 ☎939-1212(代) 内線2223~2226
Contact: ● How to separate, take out or recycle the trash ● Approved operator information Environmental Division, Okinawa City hall TEL:939-1212(Ext.2223~2226)
諮詢專線 ●有關垃圾的分類、投放方式、資源回收 ●有關持有營業執照的公司 沖縄市政府 環境課 939-1212(總機)

図 13 事業系ごみの分け方・出し方

1 (3) ごみ処理の主体

2 本市のごみ処理の主体は、以下のとおりとなっています。

3 表 6 ごみ処理の主体

4

分別区分		排出抑制	収集・運搬	中間処理	最終処分	
生活系ごみ	もやせるごみ	市民	沖縄市	倉浜衛生 施設組合	倉浜衛生 施設組合	
	もやせないごみ					
	資源ごみ					紙類
						かん
						びん
						ペットボトル
	草木類					
	有害ごみ					
粗大ごみ						
事業系ごみ	もやせるごみ	事業者				
	もやせないごみ					
	資源ごみ					紙類
						かん
						びん
						ペットボトル

5
6
7 (4) 収集・運搬体制

8 本市のごみの収集運搬は、一般家庭から排出される生活系ごみについては本市が委託する事業
9 者（以下「委託業者」という。）、事業所から排出される事業系ごみについては本市の許可を受け
10 た一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）により行われています。

11
12 ① 収集区域

13 沖縄市の行政区域のうち、在日米軍施設を除く全域

14
15 ② 収集方式

16 生活系ごみ：原則門前収集により行っていますが、パッカー車等のごみ収集車両が門前まで行
17 くことが出来ない等の理由により、一部地域ではステーション方式により収集を
18 行っています。

19 事業系ごみ：事業者と許可業者の契約により収集方式が決定されます。

1 (5) 中間処理・最終処分体制

2 ① 中間処理体制

3 本市の中間処理は、倉浜衛生施設組合の「エコトピア池原(熱回収施設)」にて可燃ごみの溶融
 4 処理、「エコループ池原(リサイクルセンター)」にて不燃ごみ及び粗大ごみ(不燃性)の破碎・選別
 5 処理、かん類の選別・圧縮処理、びん類の選別処理、ペットボトル及び紙類の圧縮・梱包処理が行
 6 われています。



17 図 14 エコトピア池原(熱回収施設)及びエコループ池原(リサイクルセンター)の外観

18 表 7 エコトピア池原(熱回収施設)の概要

19

施設名称	エコトピア池原(熱回収施設)
所在地	沖縄市字池原 3394 番地
竣工年月	平成 22 年 3 月
施設規模	309t/日 (103t/24h×3 炉)
溶融焼却設備	流動床式ガス化溶融炉
余熱利用設備	蒸気タービン発電機及び蒸気利用方式(最大出力 6,000kW)
建築面積	5,059.55 m ²
延床面積	9,425.85 m ²
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上 4 階
総事業費	9,954,000 千円

20 資料 倉浜衛生施設組合ホームページ (<http://www.kurahama.or.jp/>)

21 表 8 エコループ池原(リサイクルセンター)の概要

22

施設名称	エコループ池原(リサイクルセンター)
所在地	沖縄市字池原 3394 番地
竣工年月	平成 22 年 3 月
施設規模	82t/日(5h) 不燃ごみ(21t/5h)・不燃性粗大ごみ(7t/5h)・かん類(12t/5h)・びん類(8t/5h) ペットボトル(3t/5h)・紙類(31t/5h) [ストックヤード併設] 面積: 1,525 m ² 分別: 14 分別(紙類・金属類・ガラス類・ペットボトル・草木類・スラグ・その他)
建築面積	3,195.33 m ²
延床面積	5,480.57 m ²
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造、地上 4 階
総事業費	1,862,700 千円

23 資料 倉浜衛生施設組合ホームページ (<http://www.kurahama.or.jp/>)

1 ② 最終処分体制

2 中間処理により発生する飛灰固化物及び不燃残渣(破碎残渣)は、「エコボウル倉浜(最終処分場)」
 3 にて埋立処分が行われています。



34 図 15 エコボウル倉浜(最終処分場)の外観

35 表 9 エコボウル倉浜(最終処分場)の概要

36

施設名称	エコボウル倉浜(最終処分場)
所在地	沖縄市字倉敷 111 番地
竣工年月	平成 8 年 12 月
稼働年月	平成 9 年 4 月
埋立対象	焼却灰・破碎残渣
施設規模	埋立処分場：埋立面積 38,000 m ² 、埋立容量 400,000 m ³ 浸出水処理施設：処理能力 140 m ³ /日
処理方式	埋立処分場：準好気性埋立・サンドイッチ工法 浸出水処理施設：接触ばつ気生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着
総事業費	2,738,582 千円

37 資料 倉浜衛生施設組合ホームページ (<http://www.kurahama.or.jp/>)

1 (6) ごみ排出量の実績

2 本市の過去10年間(平成27年度～令和6年度)のごみ排出量実績を以下に示します。

3
4

表 10 ごみ排出量実績

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		
行政区域内人口(人)		139,813	141,090	141,451	141,747	142,093	142,702	142,725	142,374	141,942	141,496		
事業所数(事業所)		—	5,275	—	—	—	—	5,163	—	—	—		
生活系ごみ (t/年)	収集ごみ	もやせるごみ	22,852	23,245	23,293	23,634	22,457	23,182	22,979	21,971	21,065	20,579	
		もやせないごみ	582	606	684	757	824	1,032	923	826	815	765	
		粗大ごみ	663	691	649	788	881	1,070	1,071	1,019	952	971	
		資源ごみ	3,087	3,190	3,182	3,293	4,586	5,479	5,287	4,976	4,691	4,819	
		かん類	466	520	433	364	338	354	320	289	297	272	
		びん類	1,063	1,077	1,116	1,158	983	904	833	795	763	719	
		ペットボトル	441	492	503	535	552	576	592	599	613	615	
		紙類	739	766	788	900	1,182	1,821	1,746	1,389	1,346	1,333	
		草木類	378	335	342	336	1,531	1,824	1,796	1,904	1,672	1,880	
		有害ごみ	18	17	17	16	33	35	41	39	40	38	
	計	27,202	27,749	27,825	28,488	28,781	30,798	30,301	28,831	27,563	27,172		
	直接搬入ごみ	もやせるごみ	221	218	196	203	170	281	585	13	11	20	
		もやせないごみ	3	7	9	15	4	14	3	4	4	6	
		粗大ごみ	9	14	100	71	68	91	76	73	60	40	
		資源ごみ(草木)	185	184	163	210	142	94	114	93	92	128	
		有害ごみ	0*	0	0	0*	0	0*	0*	0*	0*	0*	
		計	418	423	468	499	384	480	778	183	167	194	
	収集ごみ+直接搬入ごみ	もやせるごみ	23,073	23,463	23,489	23,837	22,627	23,463	23,564	21,984	21,076	20,599	
		もやせないごみ	585	613	693	772	828	1,046	926	830	819	771	
		粗大ごみ	672	705	749	859	949	1,161	1,147	1,092	1,012	1,011	
		資源ごみ	3,272	3,374	3,345	3,503	4,728	5,573	5,401	5,069	4,783	4,947	
		かん類	466	520	433	364	338	354	320	289	297	272	
		びん類	1,063	1,077	1,116	1,158	983	904	833	795	763	719	
		ペットボトル	441	492	503	535	552	576	592	599	613	615	
		紙類	739	766	788	900	1,182	1,821	1,746	1,389	1,346	1,333	
		草木	563	519	505	546	1,673	1,918	1,910	1,997	1,764	2,008	
		有害ごみ	18	17	17	16	33	35	41	39	40	38	
合計		27,620	28,172	28,293	28,987	29,165	31,278	31,079	29,014	27,730	27,366		
事業系ごみ (t/年)	収集ごみ	もやせるごみ	13,986	13,887	13,896	14,139	13,584	12,886	12,804	13,158	13,285	13,351	
		もやせないごみ	134	139	147	185	191	200	195	194	181	176	
		資源ごみ	621	586	587	635	725	561	501	587	573	543	
		かん類	60	58	46	50	52	47	41	7	2	4	
		びん類	517	478	489	522	523	397	354	473	485	469	
		ペットボトル	6	8	9	22	108	70	43	46	36	20	
		紙類	38	42	43	41	42	47	63	61	50	50	
		合計	14,741	14,612	14,630	14,959	14,500	13,647	13,500	13,939	14,039	14,070	
		ごみ総排出量 (生活系+事業系)	t/年	42,361	42,784	42,923	43,946	43,665	44,925	44,579	42,953	41,769	41,436
			t/日	116	117	118	120	119	123	122	118	114	114
g/人/日	828		831	831	849	840	863	856	827	804	802		
生活系ごみ	t/年		27,620	28,172	28,293	28,987	29,165	31,278	31,079	29,014	27,730	27,366	
	kg/人		198	200	200	204	205	219	218	204	195	193	
	g/人/日		540	547	548	560	561	601	597	558	534	530	
事業系ごみ	t/年		14,741	14,612	14,630	14,959	14,500	13,647	13,500	13,939	14,039	14,070	
	t/日	40	40	40	41	40	37	37	38	38	39		

5

資料 ごみ排出量：ごみ搬入及び処理状況年報(倉浜衛生施設組合)

事業所数：経済センサス

※「草木類」は資源化されるため「資源ごみ」として集計

※生活系ごみ 直接搬入ごみ 有害ごみ

H27(0.14 t/年)、H30(0.01 t/年)、R2(0.02 t/年)、R3(0.01 t/年)、R4(0.02 t/年)、R5(0.01 t/年)、R6(0.01 t/年)

6
7
8
9
10

1 (7)ごみ排出量

2 本市の令和6年度のごみ総排出量は 41,436 t/年、1人1日当たりごみ排出量は 802 g/人・日と
3 なっています。

4 過去10年間の1人1日当たりごみ排出量は、令和2年度が 863 g/人・日と最も多くなっており、
5 令和6年度が 802 g/人・日と最も少なくなっています。

6 1人1日当たりごみ排出量の全国平均値は減少傾向、沖縄県平均値は令和1年度をピークに減
7 少傾向を示しており、本市では令和2年度をピークに減少傾向となっています。また、全国平均
8 値及び沖縄県平均値よりも低い値で推移しています。

表 11 ごみの排出量の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
人口(人)	139,813	141,090	141,451	141,747	142,093	142,702	142,725	142,374	141,942	141,496	
ごみ総排出量 (t/年)	計画収集量	41,943	42,361	42,455	43,447	43,281	44,445	43,801	42,770	41,602	41,242
	直接搬入量	418	423	468	499	384	480	778	183	167	194
	合計	42,361	42,784	42,923	43,946	43,665	44,925	44,579	42,953	41,769	41,436
	生活系	27,620	28,172	28,293	28,987	29,165	31,278	31,079	29,014	27,730	27,366
	事業系	14,741	14,612	14,630	14,959	14,500	13,647	13,500	13,939	14,039	14,070
1人1日 当たり ごみ排出量 (g/人・日)	沖縄市	828	831	831	849	840	863	856	827	804	802
	沖縄県	841	854	868	884	889	881	881	878	861	—
	全国	939	925	920	918	919	901	890	880	851	—

資料 ごみ搬入及び処理状況年報（倉浜衛生施設組合）、一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

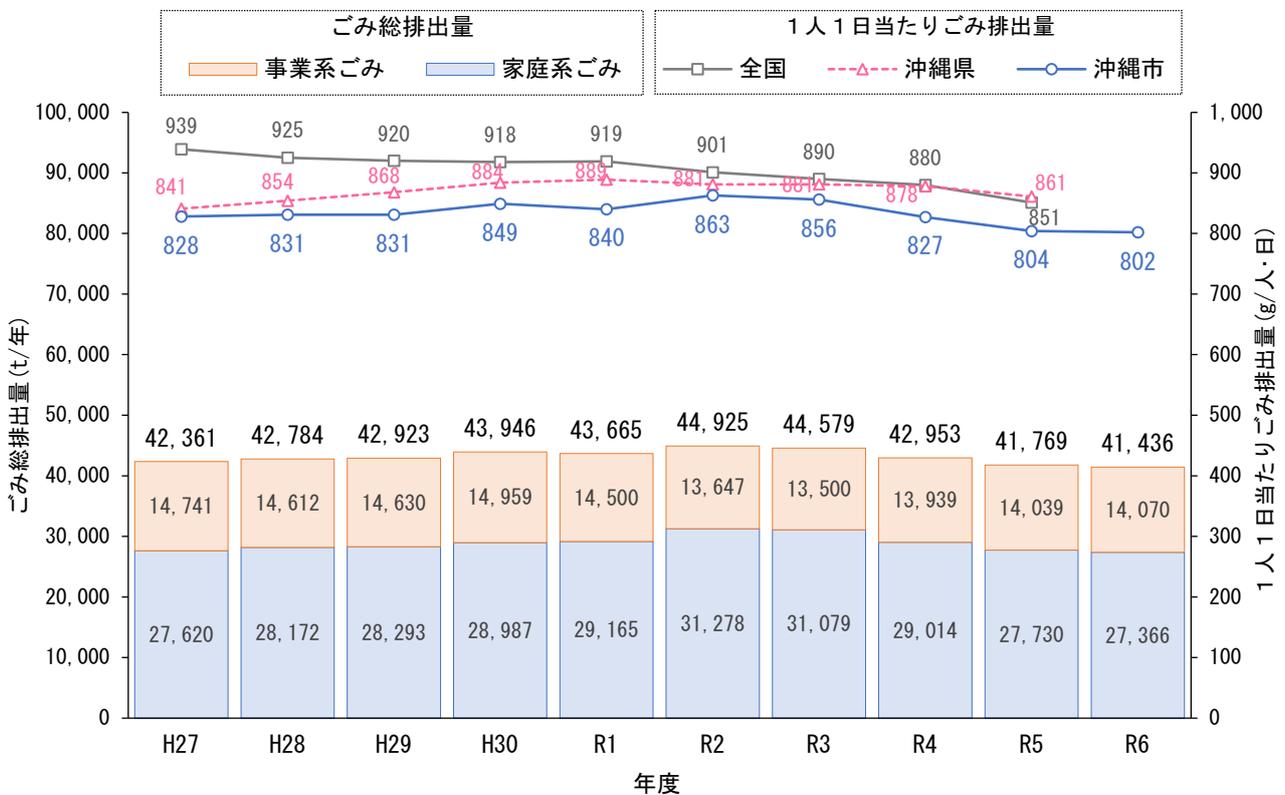


図 16 ごみ排出量の推移

1 (8) ごみ種類別排出量の推移

2 令和6年度のごみ種類別排出量は、もやせるごみが 33,950 t/年(81.93%)と最も多く、次いで
 3 資源ごみが 5,490 t/年(13.25%)、粗大ごみが 1,011 t/年(2.44%)、もやせないごみ 947 t/年
 4 (2.29%)となっています。

5 平成27年度と令和6年度のごみ種類別排出量の割合を比較すると、可燃ごみの割合は減少し、
 6 其他のごみの割合は増加しています。

7
 8

表 12 ごみ種類別排出量の推移 (単位: t/年)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
もやせるごみ	37,059	37,350	37,385	37,976	36,211	36,349	36,368	35,142	34,361	33,950
もやせないごみ	719	752	840	957	1,019	1,246	1,121	1,024	1,000	947
粗大ごみ	672	705	749	859	949	1,161	1,147	1,092	1,012	1,011
資源ごみ	3,893	3,960	3,932	4,138	5,453	6,134	5,902	5,656	5,356	5,490
かん類	526	578	479	414	390	401	361	296	299	276
びん類	1,580	1,555	1,605	1,680	1,506	1,301	1,187	1,268	1,248	1,188
ペットボトル	447	500	512	557	660	646	635	645	649	635
紙類	777	808	831	941	1,224	1,868	1,809	1,450	1,396	1,383
草木類	563	519	505	546	1,673	1,918	1,910	1,997	1,764	2,008
有害ごみ	18	17	17	16	33	35	41	39	40	38
合計	42,361	42,784	42,923	43,946	43,665	44,925	44,579	42,953	41,769	41,436

9 資料 ごみ搬入及び処理状況年報 (倉浜衛生施設組合)
 10 ※「草木類」は資源化されるため「資源ごみ」として集計

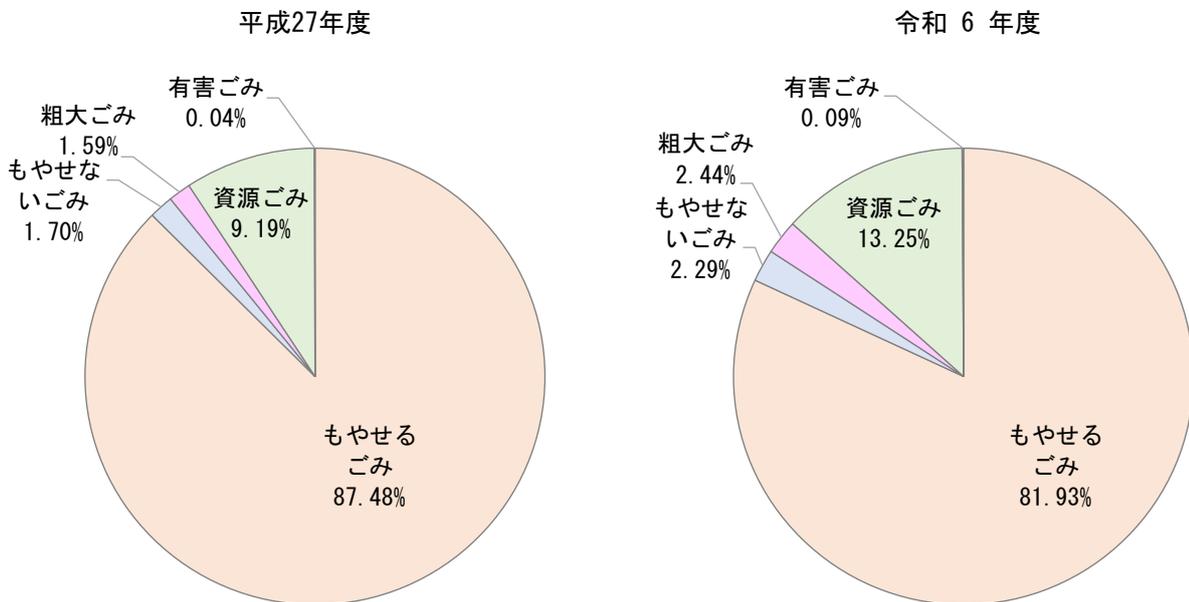


図 17 平成 27 年度と令和 6 年度のごみ種類別排出量の割合の比較

1 (9) ごみ処理状況

2 令和6年度のごみ処理量は、41,434 t/年となっており、そのうち直接焼却量が 34,555 t/年
 3 (83.4%)、焼却以外の中間処理量が 6,789 t/年(16.2%)となっています。

4
 5
 6

表 13 ごみ処理状況の推移 (単位: t/年)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
直接焼却量	37,324	37,770	37,971	38,710	36,626	36,919	37,245	35,656	35,403	34,555
焼却以外の中間処理	4,276	4,107	4,384	4,687	6,574	7,943	7,700	7,192	6,784	6,879
リサイクルセンター	4,144	3,889	4,011	4,306	4,963	6,518	6,003	6,060	6,590	6,702
堆肥化施設	132	218	373	381	1,611	1,425	1,697	1,132	194	177
合計	41,600	41,877	42,355	43,397	43,200	44,862	44,945	42,848	42,187	41,434

7 資料 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省、沖縄市)

8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27

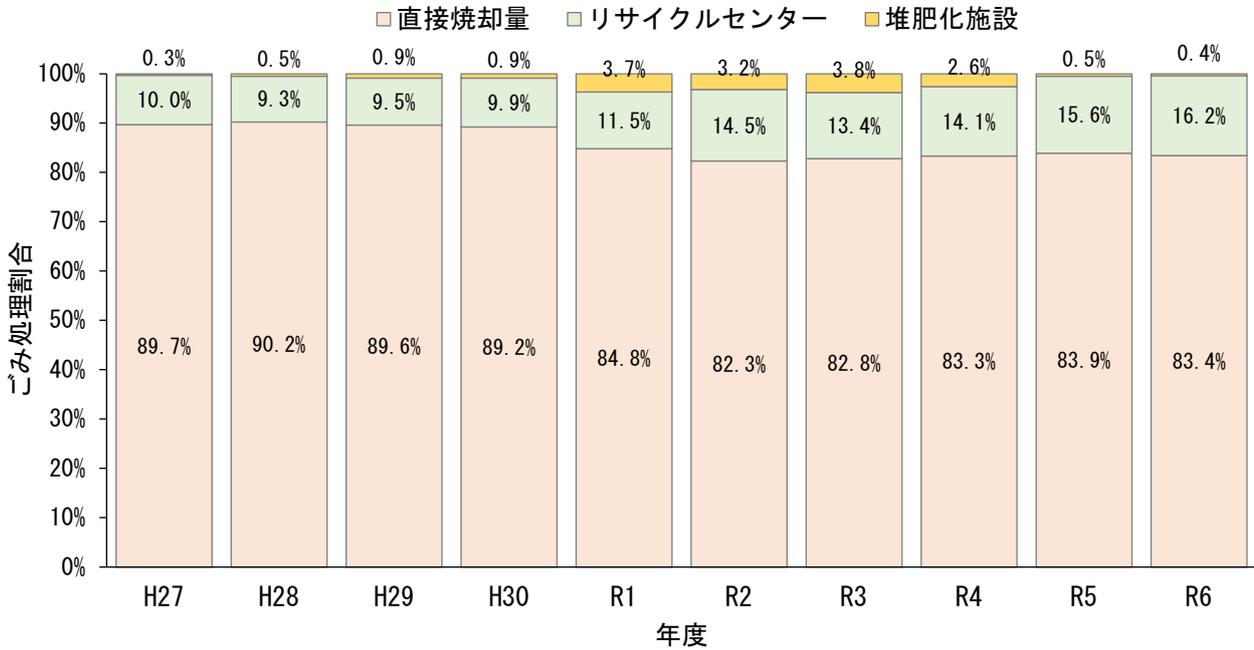


図 18 ごみ処理割合の推移

1 (10) 資源化の状況

2 令和6年度の資源化量は、5,106 t/年となっており、リサイクル率は12.3%となっています。

3 資源化量の内訳は、紙類 1,398 t/年(27.2%)が最も多く、次いでガラス類 1,102 t/年(21.6%)、
4 溶融スラグ 913 t/年(17.9%)となっています。

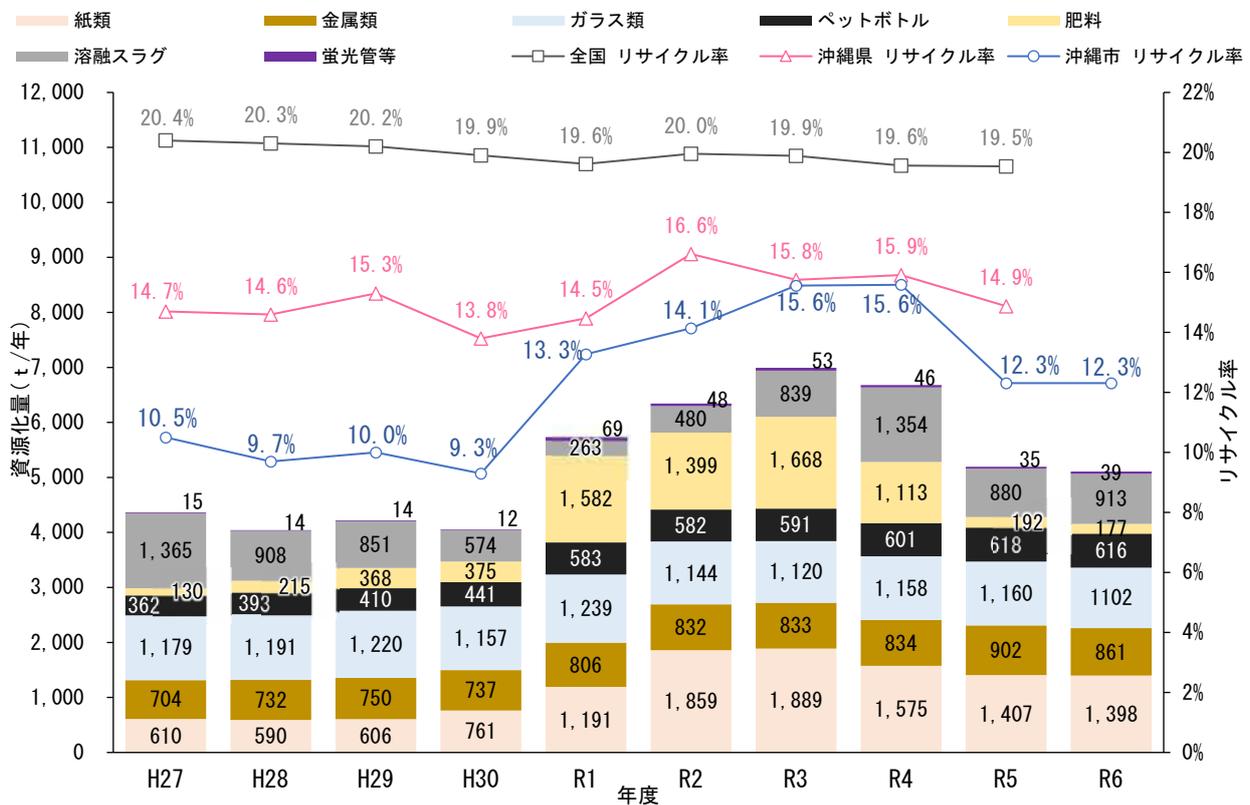
5 過去10年間の推移では、令和3年度(資源化量：6,993 t/年、リサイクル率15.6%)をピークに
6 減少傾向を示しています。

7 表 14 資源化量の推移 (単位：t/年)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
紙類	610	590	606	761	1,191	1,859	1,889	1,575	1,407	1,398
その他紙	344	308	274	357	555	950	945	720	772	644
紙パック	7	5	5	6	7	9	9	7	6	5
紙製容器包装	259	277	327	398	629	900	935	848	629	749
金属類	704	732	750	737	806	832	833	834	902	861
ガラス類	1,179	1,191	1,220	1,157	1,239	1,144	1,120	1,158	1,160	1,102
ペットボトル	362	393	410	441	583	582	591	601	618	616
その他	1,510	1,137	1,233	961	1,914	1,927	2,560	2,513	1,107	1,129
肥料	130	215	368	375	1,582	1,399	1,668	1,113	192	177
溶融スラグ	1,365	908	851	574	263	480	839	1,354	880	913
蛍光管等	15	14	14	12	69	48	53	46	35	39
合計[資源化量]	4,365	4,043	4,219	4,057	5,733	6,344	6,993	6,681	5,194	5,106
リサイクル率	10.5%	9.7%	10.0%	9.3%	13.3%	14.1%	15.6%	15.6%	12.3%	12.3%
ごみ処理量	41,600	41,877	42,355	43,397	43,200	44,862	44,945	42,848	42,187	41,434

8 資料 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省、沖縄市)

9 ※リサイクル率：ごみ処理量に対する資源化量の割合【合計[資源化量]÷ごみ処理量×100】



10 図 19 資源化量の推移

1 (11) 余熱利用(発電)の状況

2
3 倉浜衛生施設組合のエコトピア池原(熱回収施設)では、排ガスの熱エネルギーを利用し発電を
4 行い、施設内の電力を賄っており、余剰電力は電力会社へ売電しています。

6 表 15 熱回収施設での余熱利用(発電)の実績(単位: MWh/年)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総発電量	32,516	33,413	34,776	36,026	34,861	36,676	35,340	34,816	33,865	31,652

7 資料 倉浜衛生施設組合資料

14 (12) 生ごみ処理容器等の購入に対する助成

16 本市では、家庭から排出される生ごみの減量化と生ごみの有効利用を図るため、生ごみ処理容
17 器等の購入に対する助成制度を設けています。

18 令和6年度は、生ごみ処理容器 32 台、生ごみ処理機 27 台、生ごみ処理菌 16 回の助成を実施し
19 ています。

21 表 16 生ごみ処理容器等の購入に対する助成実績

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生ごみ処理容器(台)	21	26	15	5	11	16	23	32	20	32
生ごみ処理機(台)	13	10	6	10	11	18	27	20	18	27
生ごみ処理菌(回)	—	—	—	5	5	12	18	21	14	16
合計	34	36	21	20	27	46	68	73	52	75

22 資料 沖縄市環境課資料

1 (13) 最終処分の状況

2 ① 最終処分量の推移

3 最終処分の対象物は、エコトピア池原(熱回収施設)から排出される焼却残渣(飛灰固化物)及び
4 エコループ池原(リサイクルセンター)から排出される処理残渣(不燃残渣)です。

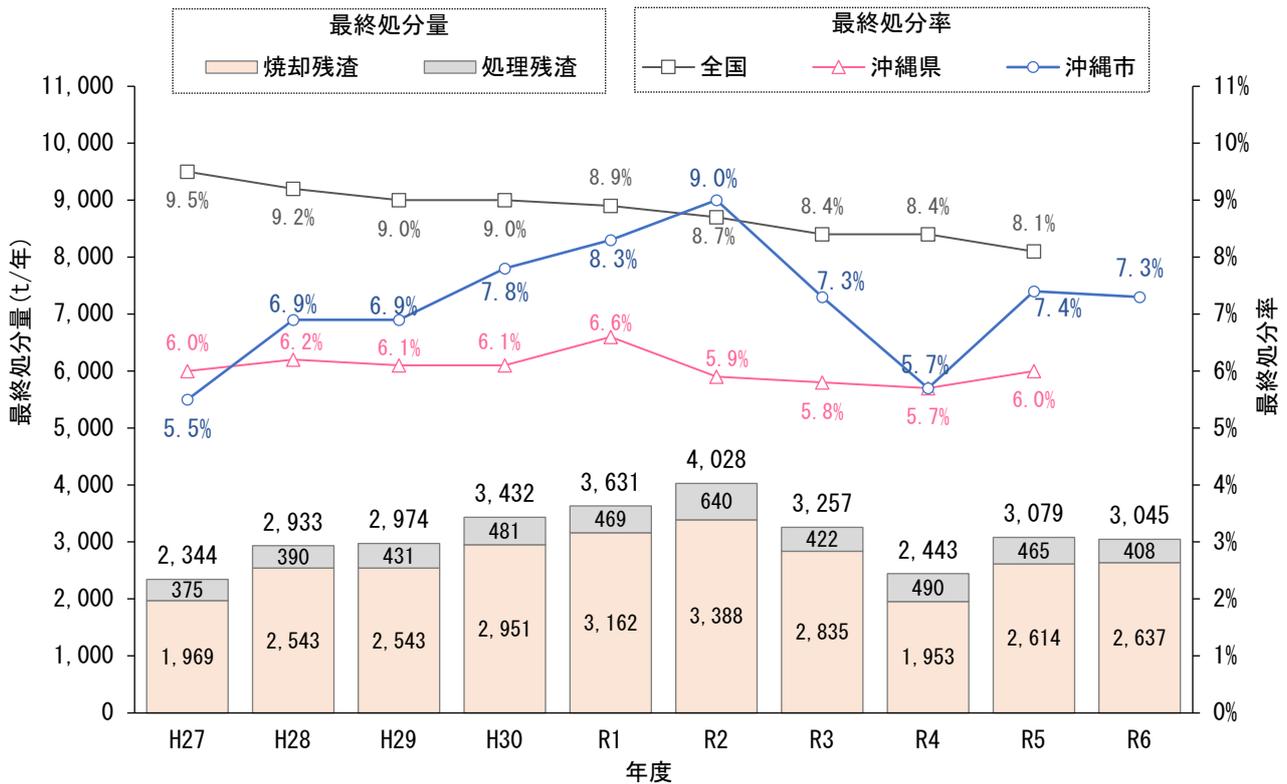
5 令和6年度の最終処分量は3,045 tとなっており、最終処分率は7.3%となっています。

8 表 17 最終処分量の推移 (単位: t/年)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
最終処分量	2,344	2,933	2,974	3,432	3,631	4,028	3,257	2,443	3,079	3,045
焼却残渣量	1,969	2,543	2,543	2,951	3,162	3,388	2,835	1,953	2,614	2,637
処理残渣量	375	390	431	481	469	640	422	490	465	408
最終処分率	5.5%	6.9%	6.9%	7.8%	8.3%	9.0%	7.3%	5.7%	7.4%	7.3%
ごみ総排出量	42,361	42,784	42,923	43,946	43,665	44,925	44,579	42,953	41,769	41,436

9 資料 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省、沖縄市)

10 ※最終処分率: ごみ総排出量に対する最終処分量の割合【最終処分量÷ごみ総排出量×100】



34 図 20 最終処分量の推移

1 ② エコボウル倉浜(最終処分場) 残余容量及び残余年数の推移

2 倉浜衛生施設組合エコボウル倉浜(最終処分場)では、中間処理により発生する飛灰固化物及び
3 不燃残渣(破碎残渣)の埋立処分を行っています。

4 当該施設は平成9年4月より供用を開始し、埋立容量は400,000 m³です。

5 令和6年度末時点における残余容量は172,278 m³であり、令和6年度埋立量を基に試算した残余
6 年数は約34年となっています。

7

8

9

表 18 エコボウル倉浜(最終処分場) 残余容量及び残余年数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
埋立量(m ³ /年)	4,412	5,335	5,280	6,108	5,966	6,477	5,308	4,106	5,025	5,047
埋立量累計(m ³)	179,070	184,405	189,685	195,793	201,759	208,237	213,545	217,650	222,676	227,722
残余容量(m ³)	220,930	215,595	210,315	204,207	198,241	191,763	186,455	182,350	177,324	172,278
残余年数(年)	50	40	40	33	33	30	35	44	35	34

資料 倉浜衛生施設組合資料

※エコボウル倉浜(最終処分場)埋立容量：400,000 m³

※残余年数(年)＝残余容量(m³)÷埋立量(m³/年)

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

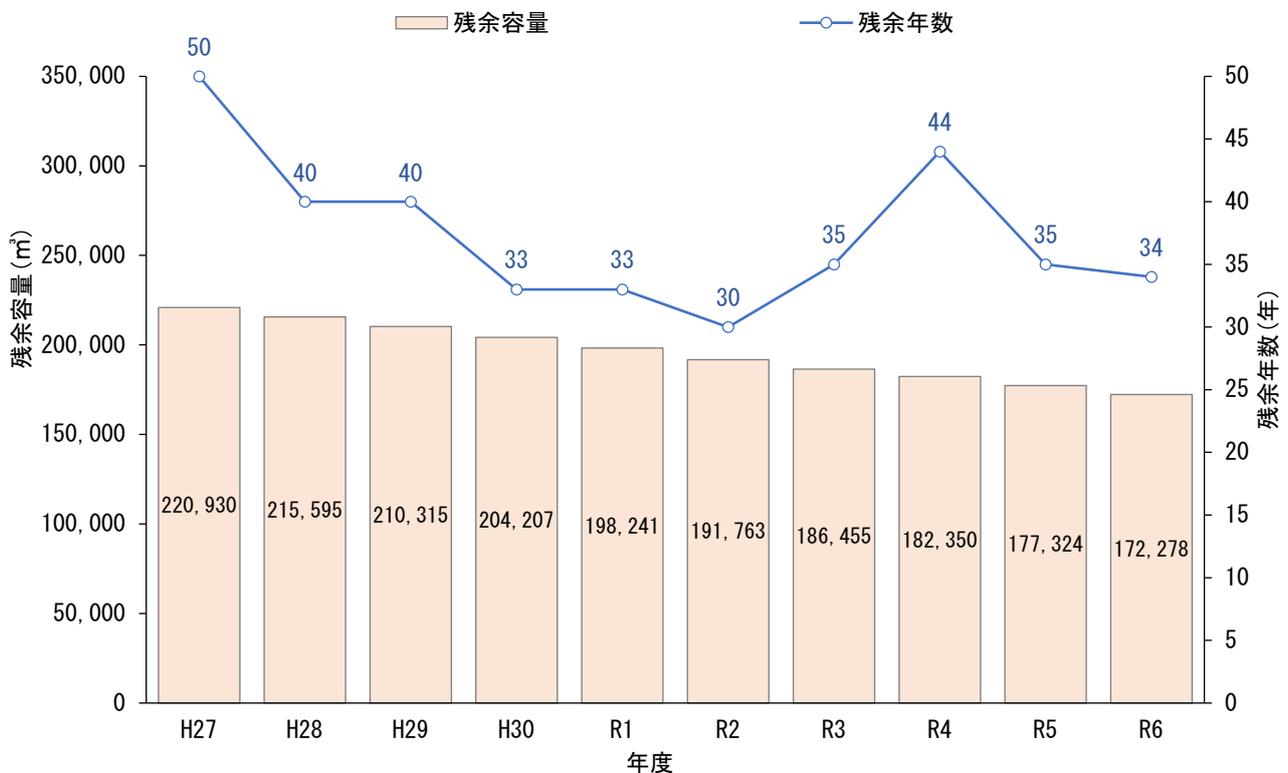


図 21 残余容量及び残余年数の推移

1 (14) ごみの性状

2 本市のごみ処理を行っている倉浜衛生施設組合では、可燃ごみのごみ質調査を年 12 回実施して
3 います。

4 令和 6 年度 of 可燃ごみの「種類・組成」は、紙・布類が 48.6% と最も多く、次いでビニール・合
5 成樹脂・皮革類が 29.5%、厨芥類が 12.7% となっています。

6 「三成分」では、可燃分 52.1%、水分 42.5%、灰分 5.4% となっています。

7
8

表 19 可燃ごみのごみ質調査結果(倉浜衛生施設組合)

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
種類・組成	紙・布類	28.5%	29.8%	50.2%	52.6%	47.1%	52.2%	49.8%	53.8%	50.9%	48.6%
	ビニール・合成樹脂 ゴム・皮革類	25.3%	30.1%	31.2%	31.1%	38.0%	30.1%	28.1%	29.0%	26.3%	29.5%
	木・竹・ワラ類	36.3%	30.6%	6.8%	7.4%	4.8%	6.0%	10.8%	5.4%	10.5%	6.5%
	厨芥類	3.1%	3.7%	9.2%	5.8%	7.0%	8.1%	8.6%	9.1%	9.9%	12.7%
	不燃物類	1.5%	2.6%	1.5%	1.6%	1.2%	2.5%	1.7%	1.7%	1.4%	1.7%
	その他	5.3%	3.2%	1.1%	1.5%	1.9%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
単位容積重量 (kg/m³)		122	114	100	106	120	96	95	93	115	116
三成分	水分	29.5%	29.4%	38.4%	40.4%	42.4%	40.1%	40.2%	39.9%	39.4%	42.5%
	灰分	5.8%	6.1%	6.3%	6.5%	6.2%	6.6%	5.8%	5.3%	5.4%	5.4%
	可燃分	64.7%	64.5%	55.3%	53.1%	51.4%	53.3%	54.0%	54.8%	55.2%	52.1%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
低位発熱量 実測値 (kJ/kg)		13,408	13,508	11,857	9,966	9,861	10,378	11,100	11,273	11,035	10,406

資料 倉浜衛生施設組合

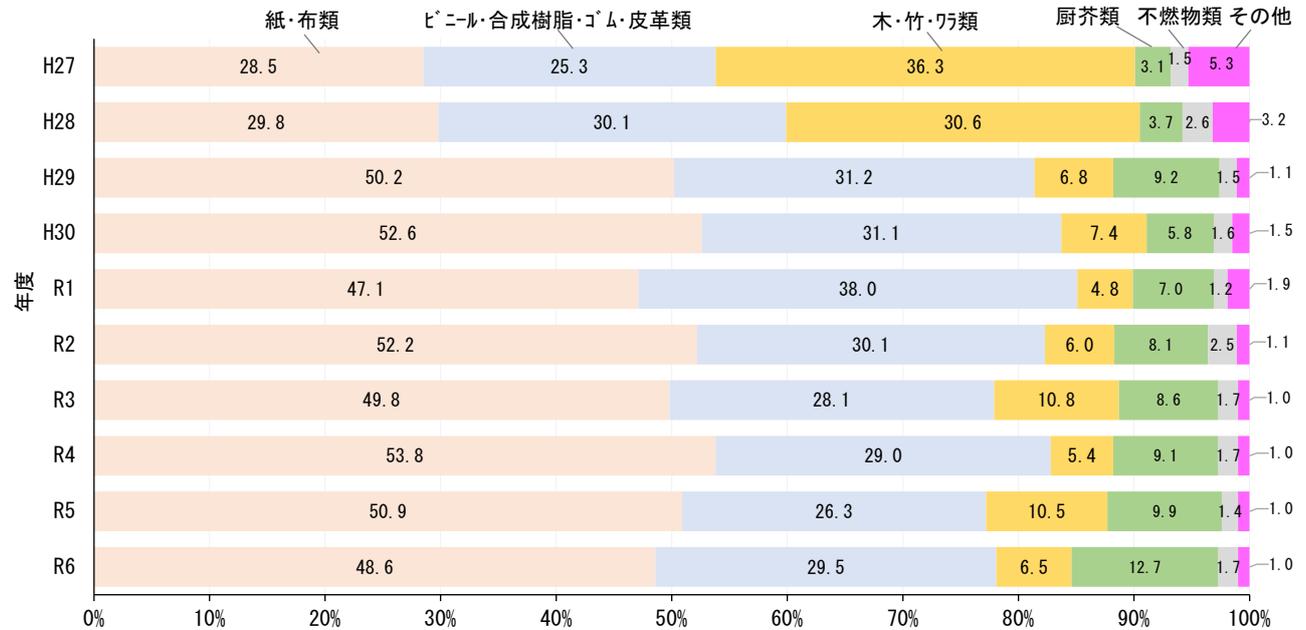


図 22 可燃ごみのごみ質調査結果(倉浜衛生施設組合)

1 (15) ごみ処理に要した費用

2 平成27年度～令和6年度までの本市のごみ処理経費の平均は、年間約12億円となっています。

3 令和6年度のごみ処理事業計費は、約13億2千万円となっており、市民1人当たりのごみ処理
4 費用は9,303円、ごみ1トン当たりのごみ処理費用は31,769円となっています。

6 表20 ごみ処理事業経費の推移(平成27～令和1年度)

年度	H27	H28	H29	H30	R1
処理及び維持管理費	1,103,377千円	982,605千円	970,736千円	1,055,628千円	1,133,262千円
市民1人当たりのごみ処理費用 (沖縄市人口)	7,892円/人 (139,813人)	6,964円/人 (141,090人)	6,863円/人 (141,451人)	7,447円/人 (141,747人)	7,975円/人 (142,093人)
ごみ1t当たりのごみ処理費用 (ごみ総排出量)	26,523円/t (41,600t/年)	23,464円/t (41,877t/年)	22,919円/t (42,355t/年)	24,325円/t (43,397t/年)	26,233円/t (43,200t/年)

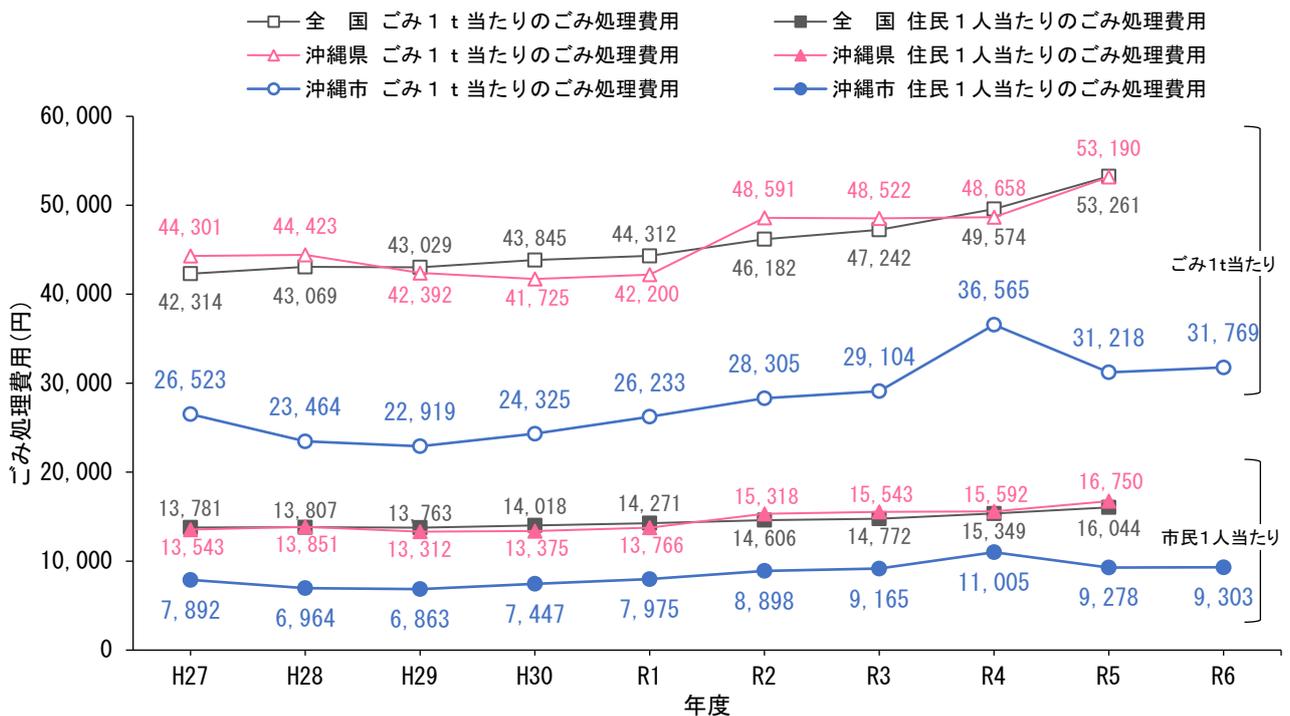
8 表21 ごみ処理事業経費の推移(令和2～6年度)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
処理及び維持管理費	1,269,798千円	1,308,085千円	1,566,758千円	1,317,007千円	1,316,315千円
市民1人当たりのごみ処理費用 (沖縄市人口)	8,898円/人 (142,702人)	9,165円/人 (142,725人)	11,005円/人 (142,374人)	9,278円/人 (141,942人)	9,303円/人 (141,496人)
ごみ1t当たりのごみ処理費用 (ごみ総排出量)	28,305円/t (44,862t/年)	29,104円/t (44,945t/年)	36,565円/t (42,848t/年)	31,218円/t (42,187t/年)	31,769円/t (41,434t/年)

9 資料 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、廃棄物対策の概要(沖縄県)、日本の廃棄物処理(環境省)

10 ※市民1人当たりのごみ処理費用=処理及び維持管理費÷沖縄市人口

11 ※ごみ1トン当たりのごみ処理費用=処理及び維持管理費÷ごみ処理量



32 図23 1人当たり及び1トン当たりのごみ処理事業計費

1 (16) ごみ処理の評価

2 ① 現計画の目標値との比較

3 実績値の推移と現計画の目標値を以下に示します。

4
5

表 22 実績値と目標値の比較

年度	実績値										目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計画目標年 (R7)
ごみ総排出量 1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	828	831	831	849	840	863	856	827	804	802	800
生活系ごみ 1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	540	547	548	560	561	601	597	558	534	530	536
事業系ごみ 1日当たり ごみ排出量 (t/日)	40	40	40	41	40	37	37	38	38	39	38.5
リサイクル率(%)	10.5	9.7	10.0	9.3	13.3	14.1	15.6	15.6	12.3	12.3	22.0

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

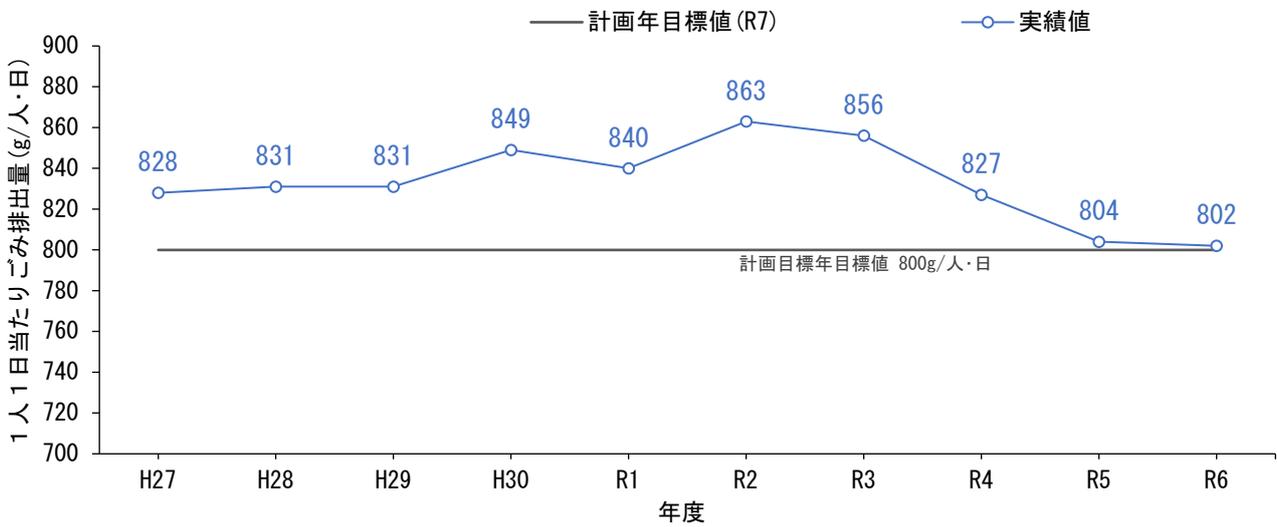


図 24 ごみ総排出量 1人1日当たりごみ排出量 目標値と実績値の比較

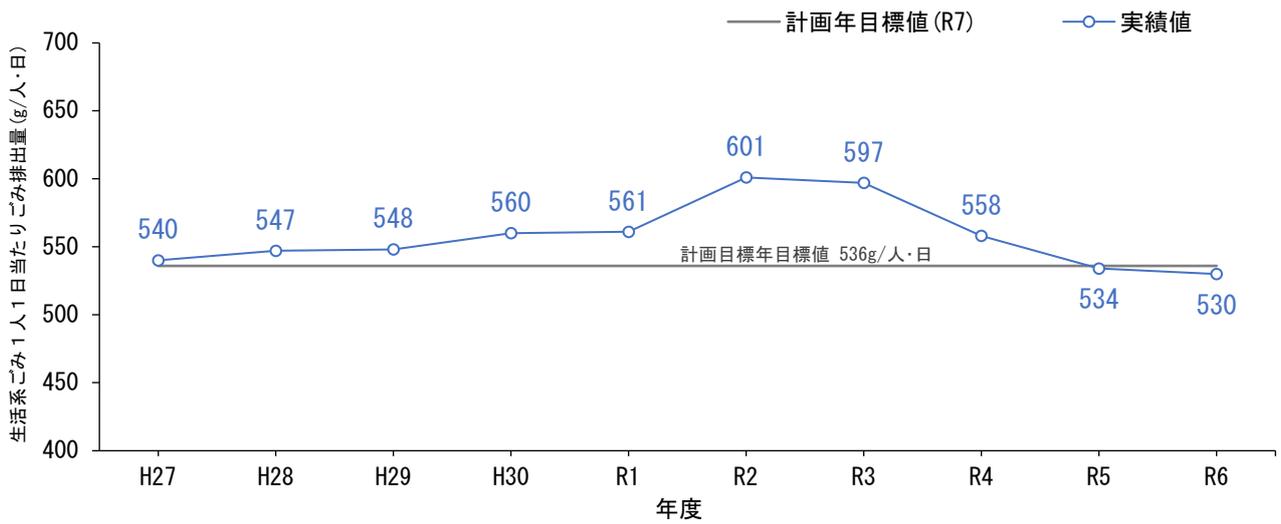


図 25 生活系ごみ 1人1日当たりごみ排出量 目標値と実績値の比較

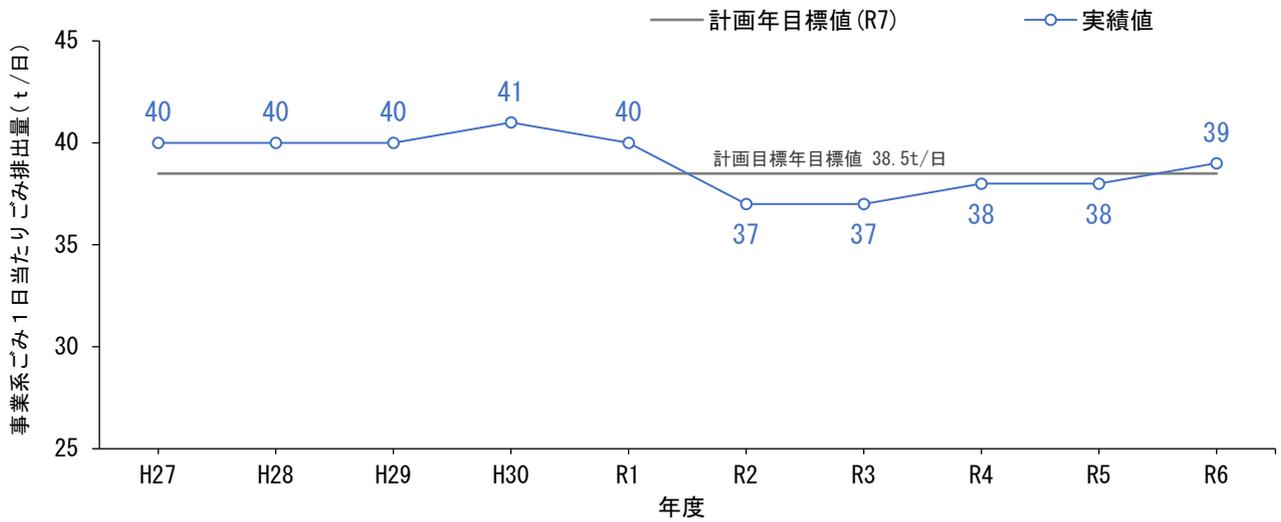


図 26 事業系ごみ 1日当たりごみ排出量 目標値と実績値の比較

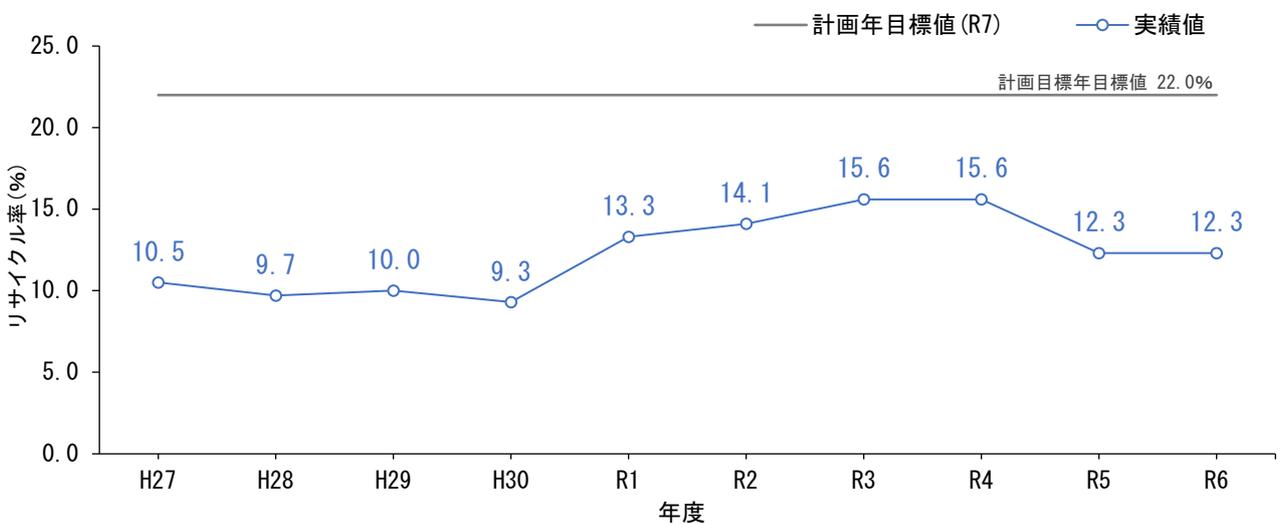


図 27 リサイクル率 目標値と実績値の比較

1 ② 沖縄市・沖縄県・国の目標値との比較による評価

2
3
4

表 23 現計画の目標値と実績値との比較

項目	沖縄市の目標値 令和7年度	沖縄市の実績値 令和6年度	達成評価
排出量 (1人1日当たりのごみ排出量)	800 g/人・日	802 g/人・日	未達成
生活系ごみ排出量 (1人1日当たりのごみ排出量)	536 g/人・日	530 g/人・日	達成
事業系ごみ排出量 (1日当たりのごみ排出量)	38.5 t/日	39 t/日	未達成
再生利用量 (リサイクル率)	22.0%	12.3%	未達成

5
6
7

表 24 沖縄県の目標値を基準値とした沖縄市の実績値との比較

項目	県の目標値 令和7年度	沖縄市の実績値 令和6年度	達成評価
排出量 (1人1日当たりのごみ排出量)	786 g/人・日	802 g/人・日	未達成
再生利用量 (リサイクル率)	22%	12.3%	未達成

9 ※県の目標値：沖縄県廃棄物処理計画(第五期)

10
11
12

表 25 国の目標値を基準値とした沖縄市の実績値との比較

項目	国の目標値 令和7年度	沖縄市の実績値 令和6年度	達成評価
排出量 (1人1日当たりのごみ排出量)	850 g/人・日	802 g/人・日	達成
再生利用量 (リサイクル率)	約28%	12.3%	未達成

13 ※国の目標値：第四次循環型社会形成推進基本計画

14

1 2. ごみ処理の課題

2 本市のごみ処理の現状を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

3
4 (1) 排出抑制に係る課題

5 本市では、資源ごみの分別収集や生活系ごみの有料化、生ごみ処理器等への購入助成といった
6 多様な排出抑制策を実施しています。

7 令和6年度の本市における1人1日当たりのごみ排出量は802g/人・日となっており、目標値(令
8 和7年度：800g/人・日)まであと一步のところまで削減できています。

9 令和6年度の可燃ごみのごみ質調査(三成分：水分・灰分・可燃分)では、水分が42.5%と比率
10 が高くなっています。水分の多くは厨芥類(生ごみ)由来であることから、さらなるごみ排出量
11 削減に向けて、厨芥類(生ごみ)の水切りの徹底(「もう一絞リ」)により生ごみの減量化に努め
12 る必要があります。また、生ごみの堆肥化等による排出抑制の推進も課題となります。

13 令和6年度のリサイクル率は12.3%となっており、目標値(令和7年度：22%)を下回っている
14 状況にあります。今後もしリサイクル率の向上に向けて、分別の徹底を進める必要があります。ま
15 た、熔融スラグの有効利用について倉浜衛生施設組合及び構成市町(宜野湾市、北谷町)と連携
16 し、検討を進める必要があります。

17 適正なごみ処理や減量化・資源化を進めるためには、行政・市民・事業者が一体となった取組
18 が必要になります。情報提供や意識向上イベントなど啓発事業の実施により、さらなる連携を
19 図っていく必要があります。

20
21 (2) ごみ出しに係る課題

22 本市では、ペットボトルやびん類、紙類などの資源ごみが適切に排出されていない事例や充電式
23 電池をはじめとする有害ごみをもやせないごみへ混入する事例が確認されており、分別ルール
24 の理解が不十分な場合があります。

25 適正排出を促す取組として、次の通り「資源ごみの紙類」及び「有害ごみ」の出し方の変更を
26 実施しています。

分別品目	変更前	変更後	効果
資源ごみ 紙類	ひもでしばって排出	①紙ひもでしばって 排出 ②紙袋またはダンポー ルに入れて排出	①ビニール紐がごみとなる事を防ぐ (ごみ排出量削減) ②排出利便性の向上
有害ごみ	「充電式電池・ボタン電池」 は収集対象外	有害ごみとして収集	①排出利便性の向上 ②収集運搬の安全性向上 (充電式電池がもやせるごみへ混入して排出さ れた場合、火災の原因となる可能性がある)

28
29 今後も、多様化する市民ニーズや多様化する製品の廃棄方法について把握し、ごみの分別の徹
30 底及び排出時のルール遵守について、市民や事業者に対する周知徹底を今後も実施する必要があ
31 ります。

1 (3) 収集・運搬に係る課題

2 本市では、生活系ごみの収集は、原則門前収集により行っておりますが、パッカー車等のごみ
3 収集車両が門前まで行くことが出来ない等の理由により、一部地域ではステーション方式により
4 生活系ごみの収集を行っております。しかしながら、収集を行う際のステーションにおいては、
5 排出者の特定が困難な不適正ごみについて分別指導が行なえないことが懸念されていることから、
6 可能な限り門前収集へ切り替える必要があります。

7 今後も、多様化する市民ニーズや多様化する製品の廃棄方法について把握し、ごみの収集・運
8 搬の利便性・安全性の向上に努める必要があります。

9
10 (4) 中間処理に係る課題

11 本市で排出されたごみは、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）及びエコループ
12 池原（リサイクルセンター）にて中間処理を実施しています。

13 今後もこれらの施設を継続利用していくことから、倉浜衛生施設組合と協力して施設の長寿命
14 化を推進していく必要があります。

15
16 (5) 最終処分に係る課題

17 本市で排出されたごみは、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）及びエコループ
18 池原（リサイクルセンター）で中間処理された後、残渣である溶融飛灰等が同組合のエコボウル
19 倉浜（最終処分場）で埋立処分されています。令和6年度末現在、最終処分場の埋立率は約57%に
20 達しています。

21 今後もごみの適正な分別排出と処理の推進により、最終処分場への埋立廃棄物の削減を進め、
22 同処分場の延命化に取り組む必要があります。

23
24 (6) 不法投棄・ポイ捨てに係る課題

25 本市では、繁華街の歩道や店舗前、バス停周辺に加え、道路側溝や植栽帯などで空き缶やたば
26 この吸い殻などのごみのポイ捨てが見られ、空き地や人目のつきにくいエリアに粗大ごみや廃家
27 電などが不法に投棄される事例が見られます。

28 街なかのごみのポイ捨て対策として、美化清掃イベントの実施や環境教育を通じて市民の美化
29 意識の向上に努めており、不法投棄対策として、効果的なパトロール、不法投棄防止看板の配布
30 などを講じておりますが、不法投棄は依然として発生している状況です。

31 今後も現行の対策を着実に継続するとともに、他自治体における先進的な取組事例も研究し、
32 より実効性の高い不法投棄防止策を検討していく必要があります。

33 土地の管理者・所有者は十分注意が必要です！

不法投棄された廃棄物は、廃棄物の所有者や投棄した者が処分を行わなければいけません
が、所有者や投棄した者が特定できない場合がほとんどです。

その際は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条より、最終的に土地の所有者・管
理者が不法投棄された廃棄物を片付けることになってしまいます。

未然防止策としては以下のものが考えられます。

- ① 囲いや扉の施錠を行い、物理的に投棄しにくくする。
- ② 道路に面した場所にバリケード、チェーン、警告看板、センサーライトを設置する。
- ③ 土地の見回り、雑草の除去などの管理を徹底し、土地を清潔に保つ。

1 (7)大規模災害時における課題

2 台風や地震といった大規模災害が発生した際には、通常排出される廃棄物とは別に、大量の災
3 害廃棄物が発生することが見込まれます。

4 大規模災害により大量の災害廃棄物が発生した場合には、衛生的な環境を保持する観点から迅
5 速な対応が求められます。

6 このため、「沖縄市災害廃棄物処理計画(令和6年3月策定)」に基づき、収集・運搬及び処理の
7 体制構築、関係機関との連携体制の整備などを進める必要があります。

8

3. ごみ処理行政の動向

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）

国においては、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が可能な限り低減された循環型社会の形成を目指しています。このため、「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環型社会基本計画」という。）を策定しています。

循環型社会基本計画は、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための政府の基本的な指針です。概ね5年ごとに、環境基本計画を踏まえて見直しが行われており、令和6年8月2日には「第五次循環型社会形成推進基本計画」（以下「第五次計画」という。）が閣議決定されました。

第五次計画では、「循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行」を中核に掲げています。

気候変動対策や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、質の高い暮らしの実現にも資するものとしています。そして、循環経済への移行を、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題と位置づけています。

こうした観点から、第五次計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置づけています。

重要な方向性として次の5つの重点分野を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、2030年度（令和12年度）を目標年度とする数値目標を設定しています。

- [1] 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- [2] 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- [3] 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- [4] 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- [5] 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

第五次計画における主な数値目標は、次のとおりです。

項目	数値目標	内容
① 資源生産性	約 60 万円/トン (2020 年度比で向上)	・ 資源生産性 = GDP/天然資源等投入量 ・ 少ない天然資源でどれだけ生産活動を行っているかを総合的に表す指標
② 1人当たり天然資源消費量	約 11 トン/人・年 (2020 年度比で削減)	・ より少ない資源消費で国民生活を維持・向上しているかを表し、循環型社会の形成に向けた取組の総体的な成果を示す指標
③ 再生可能資源及び循環資源の投入割合	約 34% (2020 年度比で向上)	・ 再生可能資源及び循環資源の投入割合 = (バイオマス系天然資源等投入量 + 循環利用量) / (天然資源等投入量 + 循環利用量) ・ 循環経済への移行や温室効果ガス排出削減の観点から、従来の 3R (リデュース・リユース・リサイクル) の取組に加え、リニューアブル (Renewable) の取組の進展も含めて統合的に測る指標
④ 入口側の資源循環利用率	約 19% (2020 年度比で向上)	・ 入口側の資源循環利用率 = 循環利用量 / (天然資源等投入量 + 循環利用量) ・ 大量生産、大量消費、大量廃棄、大量リサイクルに依存する社会ではなく、資源投入(入口)の段階で天然資源消費が適切に抑制されているかを測る指標
⑤ 出口側の資源循環利用率	約 44% (2020 年度比で向上)	・ 出口側の資源循環利用率 = 循環利用量 / 廃棄物等発生量 ・ 廃棄物処理における循環利用への仕向量の拡大状況を測る指標
⑥ 最終処分量	約 1,100 万トン/年 (2000 年度比で約 8 割減)	・ 廃棄物の埋立量を表す指標
⑦ 1人1日当たりのごみ焼却量	約 580 グラム (2020 年度比で削減)	・ 市町村におけるごみ処理のうち、焼却される量の一人当たり排出量を表す指標
⑧ 家庭から廃棄される衣料品の削減	2020 年度比で 25%削減	・ 家庭から排出される衣料品の量を削減することを目標とするもの
⑨ 災害廃棄物処理計画策定率	都道府県・市町村ともに 100%	・ 大規模災害に備え、全ての都道府県及び市町村が災害廃棄物処理計画を策定することを目標

1 (2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基
2 本的な方針（令和7年2月18日 環境省告示第6号）

3 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基
4 本的な方針」（令和7年2月18日環境省告示第6号。以下「基本方針」という。）は、廃棄物の処
5 理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2第1項の規定に基づき定め
6 られているものであり、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、概ね5年ごとに見直し
7 が行われています。

8 令和5年の見直しにおいては、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循
9 環共生圏の構築の推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り
10 巻く情勢の変化を踏まえ、「廃棄物分野における脱炭素化の推進」、「循環経済への移行に向けた取
11 組の推進」、「廃棄物処理施設整備の広域化・集約化」、「デジタル技術の活用等による動静脈連携」
12 等に関する変更が行われています。

13 他方で、廃棄物の減量化の目標量等の目標値については、第五次循環型社会形成推進基本計画
14 の議論とあわせて検討することとされていたことから、令和6年8月に決定された同計画との整合
15 を図る形で、目標値の改定が行われています。

16
17 一般廃棄物に係る目標値は、次のとおりです。【目標年度：令和12年度（2030年度）】

項目	数値目標
①一般廃棄物の排出量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度に対し約9%削減する ・ 40百万トン(令和4年度)→約37百万トン(令和12年度)
②1人1日当たりの家庭系ごみ ^{※1} の排出量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約478グラム（令和4年度は496グラム）
③一般廃棄物の出口側循環利用率 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約26%（令和4年度は約20%）
④1人1日当たりのごみ焼却量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約580グラム（令和4年度は679グラム）
⑤一般廃棄物の最終処分量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度に対し約5%削減する ・ 3.4百万トン(令和4年度)→約3.2百万トン(令和12年度)

18 ※1 家庭系ごみ：生活系ごみから資源ごみを除いたごみ

19 ※2 出口側循環利用率：廃棄物発生量のうち循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合

1 (3) 沖縄県廃棄物処理計画（第五期）（令和4年3月）

2 沖縄県は、廃棄物処理法第5条の規定に基づく廃棄物処理計画(第五期)を令和4年3月に策定し
3 ています。

4 当該計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、前項の国の基本方針と同
5 様に一般廃棄物の減量化目標値を定めています。

6 当該計画での一般廃棄物の減量化目標値を以下に示します。

8 表 26 沖縄県廃棄物処理計画(第五期) 一般廃棄物の減量化目標値

項目	目標値 (令和7年度)
排出量	482千トン(786g/人・日)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	489g/人・日
再生利用量	排出量の22%
最終処分量	排出量の5%

9
10
11
12 (4) 関係法令等

13 廃棄物を取り巻く関係法令の体系を以下に示します。



資料：資源循環の高度化を通じた循環経済への移行(2024年7月25日環境省)より抜粋

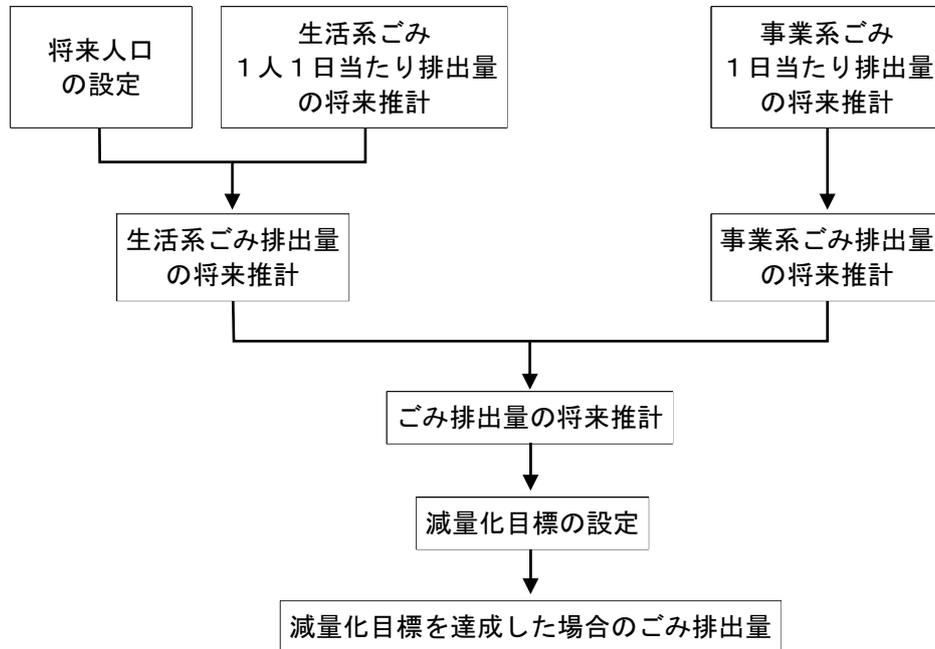
図 28 循環型社会を形成するための法体系

1 4. ごみ排出量の将来推計

2 (1) ごみ排出量の将来推計方法

3 ①将来推計の流れ

4 本市のごみ排出量の将来推計については、生活系ごみと事業系ごみについてトレンド法により
5 推計を行います。



23 24 25 26 27 28 29 30 図 29 ごみ排出量の将来推計の流れ

31 ② 推計式

32 ごみ排出量の将来推計は、実績値を基に時系列変化を重視しデータの傾向を分析するトレンド
33 法により行います。

34 推計式は、以下の5つの式を用います。

- 35 ① 一次式 $Y = aX + b$
- 36 ② 二次式 $Y = aX^2 + bX + c$
- 37 ③ 指数式 $Y = a \times \exp(bX)$
- 38 ④ べき乗式 $Y = aX^b$
- 39 ⑤ 対数式 $Y = a \times \ln(X) + b$

40 ※X：年度

41 Y：指定年度の推計値

42 a・b・c：実績値の回帰により求められる定数

1 (2)生活系ごみ排出量の将来推計

2 ①将来人口の設定

3 本市の将来人口は、「第 5 次沖縄市総合計画 基本構想 後期基本計画(策定中)」(以下、総合計
4 画という。)に基づき設定します。

5 設定した将来人口を以下に示します。

6

表 27 将来人口の設定

年度	実績	将来人口	備考
平成 27 年	139,813	—	
平成 28 年	141,090	—	
平成 29 年	141,451	—	
平成 30 年	141,747	—	
令和 1 年	142,093	—	
令和 2 年	142,702	—	
令和 3 年	142,725	—	
令和 4 年	142,374	—	
令和 5 年	141,942	—	
令和 6 年	141,496	—	
令和 7 年	—	145,987	総合計画 推計値
令和 8 年	—	146,425	〃
令和 9 年	—	146,864	〃
令和 10 年	—	147,302	〃
令和 11 年	—	147,667	〃
令和 12 年	—	148,032	〃
令和 13 年	—	148,396	〃
令和 14 年	—	148,761	〃
令和 15 年	—	149,126	〃
令和 16 年	—	149,352	〃
令和 17 年	—	149,578	〃

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

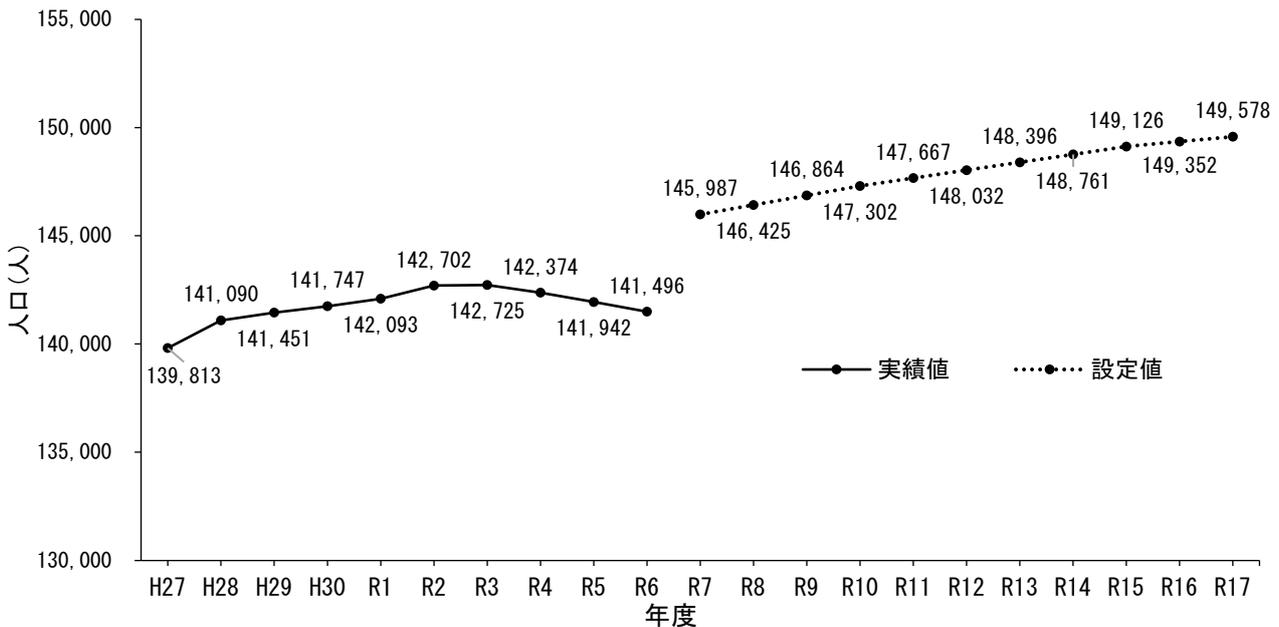


図 30 将来人口の設定

1 ②生活系ごみ1人1日当たり排出量の将来推計

2 ごみ排出量の将来推計は、過去の実績を基にトレンド法により行います。

3 推計計算では、新型コロナウイルス感染症の流行の影響によりごみ量が増加している令和2、
4 3年度を除き、減少傾向に転じている令和1、4、5、6年度の実績を用います。

5 各推計式の計算結果は、二次式は急激な減少傾向、一次式及び指数式は減少傾向を示しており、
6 べき式及び対数式は緩やかな減少傾向を示しています。

7 推計値としては、べき式及び対数式の計算結果の平均値を採用します。

8 表 28 生活系ごみ 1人1日当たり排出量 将来推計結果

年度	実績値	推計値					採用値 (④・⑤平均)
		① 一次	② 二次	③ 指数	④ べき乗	⑤ 対数	
H27	540	-	-	-	-	-	-
H28	547	-	-	-	-	-	-
H29	548	-	-	-	-	-	-
H30	560	-	-	-	-	-	-
R 1	561	-	-	-	-	-	-
R 2	601	-	-	-	-	-	-
R 3	597	-	-	-	-	-	-
R 4	558	-	-	-	-	-	-
R 5	534	-	-	-	-	-	-
R 6	530	-	-	-	-	-	-
R 7	-	517	515	517	526	526	526
R 8	-	505	502	506	522	522	522
R 9	-	493	488	495	518	518	518
R10	-	481	474	485	515	515	515
R11	-	470	459	475	513	512	513
R12	-	458	444	465	510	509	510
R13	-	446	429	455	508	507	508
R14	-	435	412	445	506	505	506
R15	-	423	396	436	504	503	504
R16	-	411	378	426	503	501	502
R17	-	400	361	417	501	499	500

9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

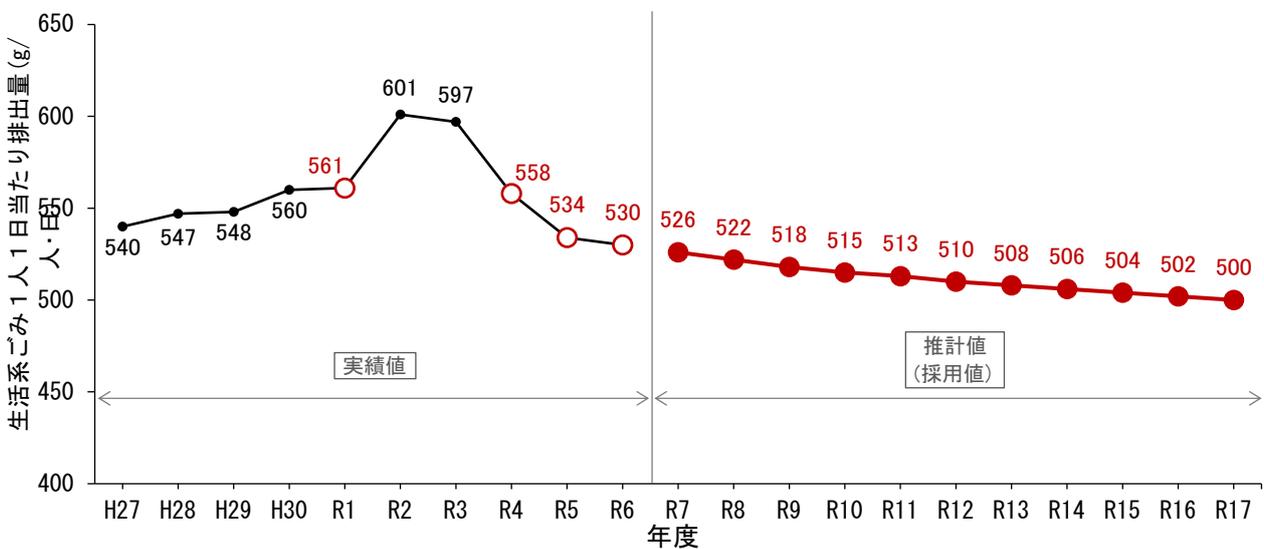


図 31 生活系ごみ 1人1日当たり排出量 将来推計結果

1 ③生活系ごみ排出量の将来推計

2 生活系ごみ排出量の推計値は、設定した将来人口及び生活系ごみ1人1日当たり排出量より、
 3 以下のとおりとなります。

4 表 29 生活系ごみ排出量 将来推計結果

年度		人口	生活系ごみ 1人1日当たり排出量 (g/人・日)	生活系ごみ 排出量 (t/年)
実績値	平成 27 年	139,813	540	27,620
	平成 28 年	141,090	547	28,172
	平成 29 年	141,451	548	28,293
	平成 30 年	141,747	560	28,987
	令和 1 年	142,093	561	29,165
	令和 2 年	142,702	601	31,278
	令和 3 年	142,725	597	31,079
	令和 4 年	142,374	558	29,014
	令和 5 年	141,942	534	27,730
	令和 6 年	141,496	530	27,366
推計値	令和 7 年	145,987	526	28,028
	令和 8 年	146,425	522	27,898
	令和 9 年	146,864	518	27,844
	令和 10 年	147,302	515	27,689
	令和 11 年	147,667	513	27,650
	令和 12 年	148,032	510	27,556
	令和 13 年	148,396	508	27,591
	令和 14 年	148,761	506	27,475
	令和 15 年	149,126	504	27,433
	令和 16 年	149,352	502	27,366
	令和 17 年	149,578	500	27,373

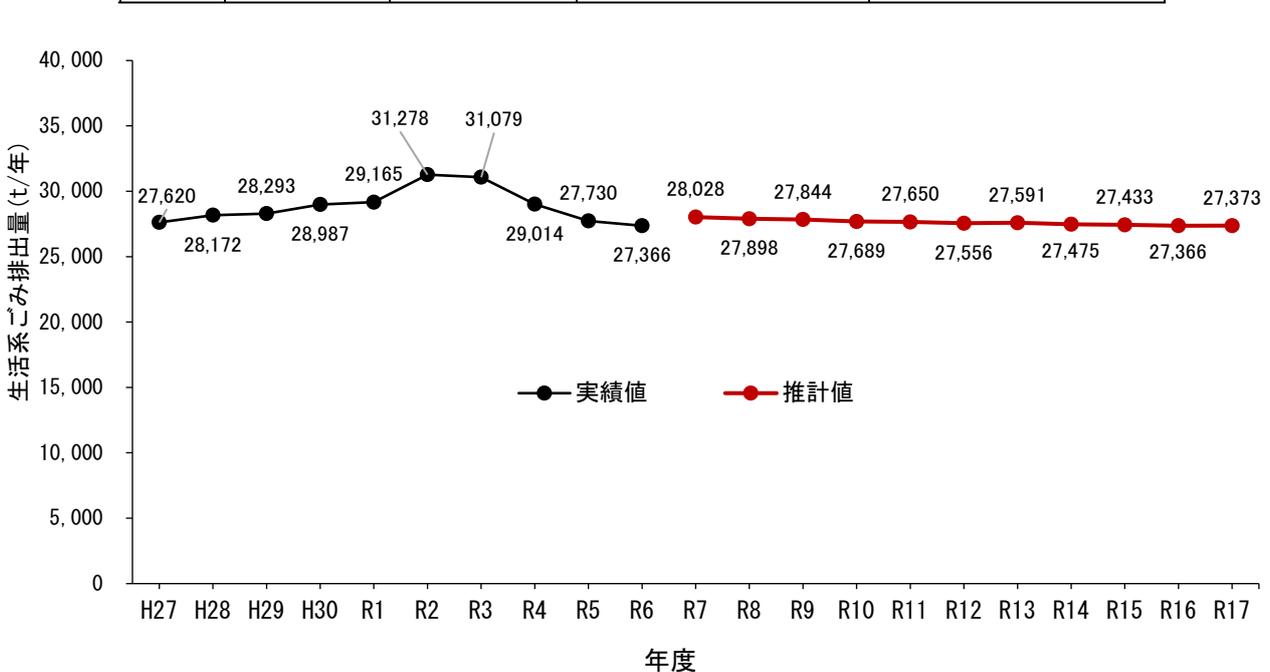


図 32 生活系ごみ排出量 将来推計結果

1 (3) 事業系ごみ排出量の将来推計

2 ① 事業系ごみ 1 日当たり排出量の将来推計

3 事業系ごみ 1 日当たり排出量の将来推計は、生活系ごみ 1 人 1 日当たり排出量と同様に過去の
4 実績を基にトレンド法により行います。

5 推計計算では、新型コロナウイルス感染症の流行の影響によりごみ量が減少している令和 2～
6 3 年度を除いた実績を用います。

7 各推計式の計算結果は、二次式は急激な減少傾向、一次式及び指数式は減少傾向を示しており、
8 べき式及び対数式は緩やかな減少傾向を示しています。

9 推計値としては、べき式及び対数式の計算結果の平均値を採用します。

10 表 30 事業系ごみ 1 日当たり排出量 将来推計結果

年度	実績値	推計値					採用値 (④・⑤平均)
		① 一次	② 二次	③ 指数	④ べき乗	⑤ 対数	
H27	40.3	-	-	-	-	-	-
H28	40.0	-	-	-	-	-	-
H29	40.1	-	-	-	-	-	-
H30	41.0	-	-	-	-	-	-
R 1	39.6	-	-	-	-	-	-
R 2	37.4	-	-	-	-	-	-
R 3	37.0	-	-	-	-	-	-
R 4	38.2	-	-	-	-	-	-
R 5	38.4	-	-	-	-	-	-
R 6	38.5	-	-	-	-	-	-
R 7	-	38.0	37.3	38.0	38.6	38.6	38.6
R 8	-	37.7	36.5	37.7	38.5	38.5	38.5
R 9	-	37.4	35.6	37.4	38.4	38.4	38.4
R10	-	37.0	34.6	37.1	38.4	38.4	38.4
R11	-	36.7	33.6	36.8	38.3	38.3	38.3
R12	-	36.4	32.4	36.5	38.2	38.2	38.2
R13	-	36.1	31.1	36.2	38.1	38.1	38.1
R14	-	35.7	29.7	35.9	38.1	38.1	38.1
R15	-	35.4	28.3	35.6	38.0	38.0	38.0
R16	-	35.1	26.7	35.3	38.0	38.0	38.0
R17	-	34.7	25.1	35.0	37.9	37.9	37.9

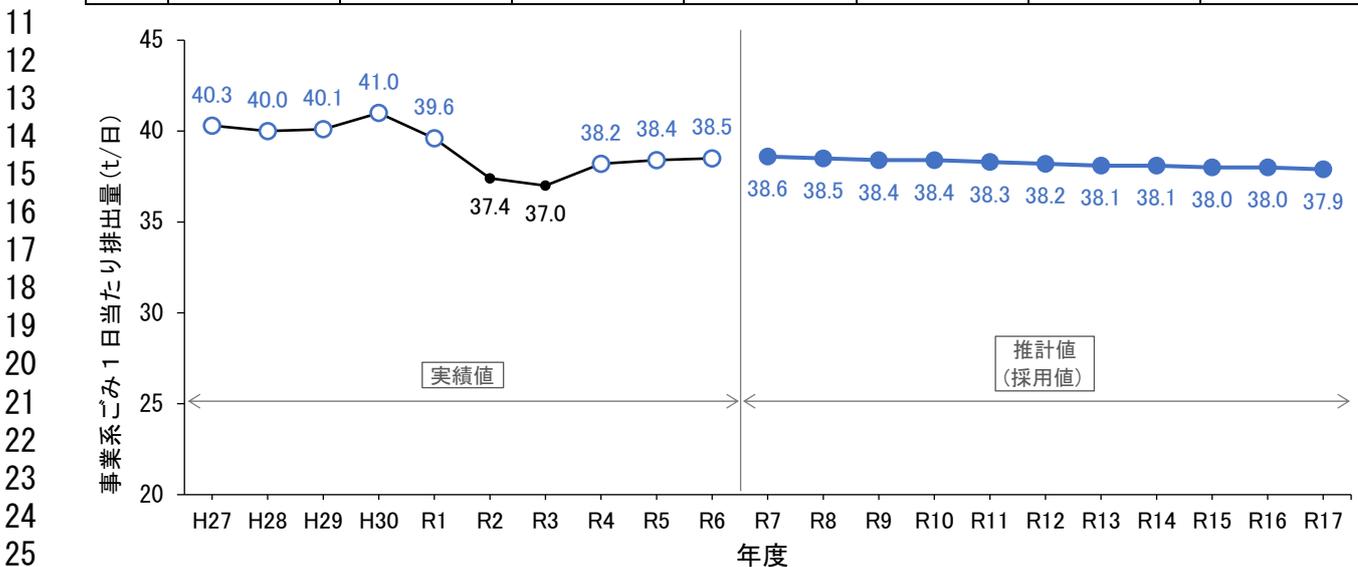


図 33 事業系ごみ 1 日当たり排出量 将来推計結果

1 ②事業系ごみ排出量の将来推計

2 事業系ごみ排出量の推計値は、推計した事業系ごみ1日当たり排出量より、以下のとおりとな
3 ります。

4 表 31 事業系ごみ排出量 将来推計結果

年度		事業系ごみ 1日当たり排出量 (t/日)	事業系ごみ 排出量 (t/年)
実績値	平成 27 年	40.3	14,741
	平成 28 年	40.0	14,612
	平成 29 年	40.1	14,630
	平成 30 年	41.0	14,959
	令和 1 年	39.6	14,500
	令和 2 年	37.4	13,647
	令和 3 年	37.0	13,500
	令和 4 年	38.2	13,939
	令和 5 年	38.4	14,039
推計値	令和 6 年	38.5	14,070
	令和 7 年	38.6	14,089
	令和 8 年	38.5	14,053
	令和 9 年	38.4	14,054
	令和 10 年	38.4	14,016
	令和 11 年	38.3	13,980
	令和 12 年	38.2	13,943
	令和 13 年	38.1	13,945
	令和 14 年	38.1	13,907
	令和 15 年	38.0	13,870
	令和 16 年	38.0	13,870
令和 17 年	37.9	13,871	

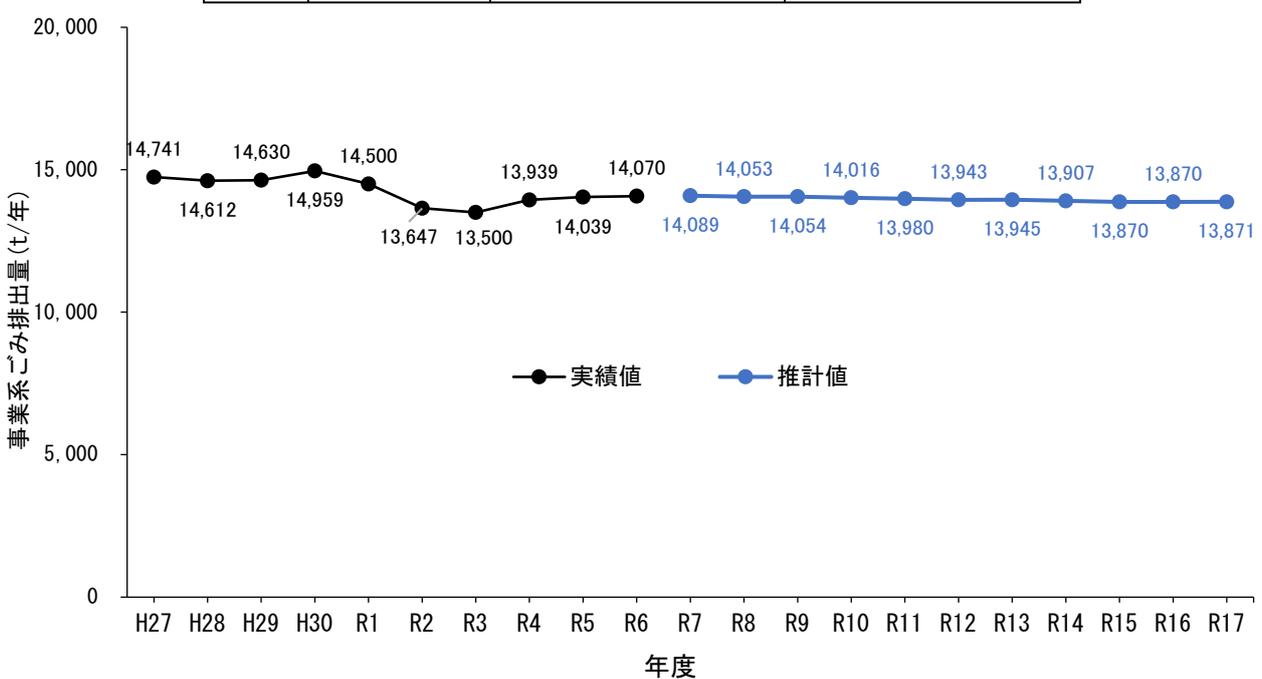


図 34 事業系ごみ排出量 将来推計結果

1 (4) ごみ排出量の将来推計

2 生活系ごみ及び事業系ごみ排出量の推計結果より、ごみ排出量の将来推計は以下のとおりとな
3 ります。

4 令和 17 年度のごみ排出量は 41,244 t となっており、令和 6 年度(41,436 t)と比較して約 0.5%
5 減少する結果となっています。

6
7

表 32 ごみ排出量 将来推計結果

年度	人口	ごみ排出量 (t/年)			1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	生活系ごみ 1人1日当たり 排出量 (g/人・日)	事業系ごみ 1日当たり 排出量 (t/日)	
		生活系	事業系	総排出量				
実績	H27	139,813	27,620	14,741	42,361	828	540	40.3
	H28	141,090	28,172	14,612	42,784	831	547	40.0
	H29	141,451	28,293	14,630	42,923	831	548	40.1
	H30	141,747	28,987	14,959	43,946	849	560	41.0
	R 1	142,093	29,165	14,500	43,665	840	561	39.6
	R 2	142,702	31,278	13,647	44,925	863	601	37.4
	R 3	142,725	31,079	13,500	44,579	856	597	37.0
	R 4	142,374	29,014	13,939	42,953	827	558	38.2
	R 5	141,942	27,730	14,039	41,769	804	534	38.4
	R 6	141,496	27,366	14,070	41,436	802	530	38.5
推計	R 7	145,987	28,028	14,089	42,117	790	526	38.6
	R 8	146,425	27,898	14,053	41,951	785	522	38.5
	R 9	146,864	27,844	14,054	41,898	779	518	38.4
	R10	147,302	27,689	14,016	41,705	776	515	38.4
	R11	147,667	27,650	13,980	41,630	772	513	38.3
	R12	148,032	27,556	13,943	41,499	768	510	38.2
	R13	148,396	27,591	13,945	41,536	765	508	38.1
	R14	148,761	27,475	13,907	41,382	762	506	38.1
	R15	149,126	27,433	13,870	41,303	759	504	38.0
	R16	149,352	27,366	13,870	41,236	756	502	38.0
	R17	149,578	27,373	13,871	41,244	753	500	37.9

8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

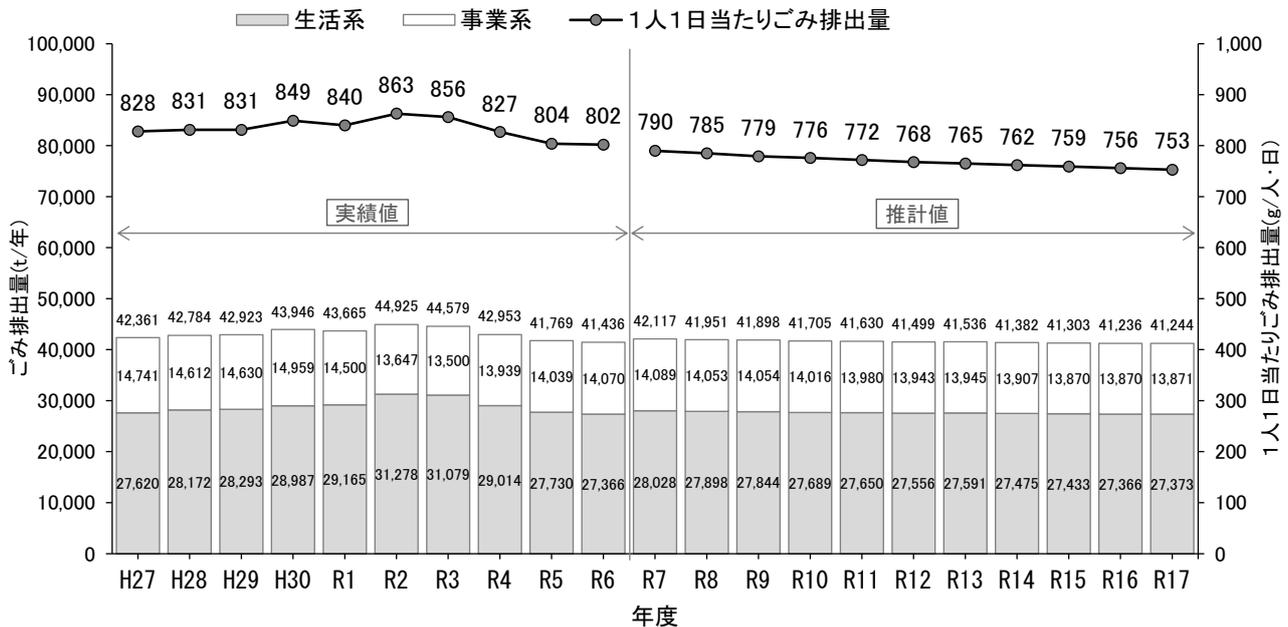


図 35 ごみ排出量 将来推計結果

1 5. ごみ減量化目標の設定

2 本市のごみ減量化目標については、国、沖縄県及び倉浜衛生施設組合のごみ減量化目標を参考
3 に設定します。

4

5 (1) 国のごみ減量化目標

6 国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため
7 の基本的な方針(令和13年5月環境省告示第34号、令和7年2月改正)」(以下「国の基本方針」と
8 いう。)及び「第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月)」において、ごみの減量化目標
9 を以下のとおり設定しています。

10

11 国の基本方針【目標年度：令和12年度(2030年度)】

- 12 ①一般廃棄物の「排出量」を令和4年度に対し約9%削減する。
- 13 ②「1人1日当たりの家庭系ごみ^{※1}排出量」を約478gとする。
- 14 ③一般廃棄物の「出口側循環利用率^{※2}」は約26%に増加させる。
- 15 ④「1人1日当たりのごみ焼却量」を約580gとする
- 16 ⑤一般廃棄物の「最終処分量」を令和4年度に対して約5%削減する。

17

18 第五次循環型社会形成推進基本計画【目標年度：令和12年度(2030年度)】

- 19 ①出口側の循環利用率 約44%
- 20 ②1人1日当たりごみ焼却量 約580g

21

22

23 (2) 沖縄県のごみ減量化目標【目標年度：令和7年度】

24 沖縄県は、「沖縄県廃棄物処理計画(第五期)」において、ごみの減量化目標を以下のとおり設定
25 しています。

- 26 ① 排出量：令和1年度(2019年度)に対し11.0%削減
27 ・令和1年度 481千トン (889g/人・日)
28 ・令和7年度 482千トン (786g/人・日)
29
- 30 ② 1人1日当たりの家庭系ごみ^{※1}排出量：令和1年度(2019年度)に対し0.2%削減
31 ・令和1年度 490g/人・日
32 ・令和7年度 489g/人・日
33
- 34 ③ 再生利用量：排出量の22%
35
- 36 ④ 最終処分場：排出量の5%
37

38

39

40

41 ※1 家庭系ごみ：生活系ごみから資源ごみを除いたごみ

42 ※2 出口側循環利用率：廃棄物発生量のうち循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合

1 (3)倉浜衛生施設組合のごみ減量化目標【目標年度：令和15年度】

2 倉浜衛生施設組合「ごみ処理基本計画 令和6年3月」では、ごみの排出から収集については、
3 構成市町（沖縄市、宜野湾市、北谷町）の所掌範囲であることから、構成市町の一般廃棄物処理
4 基本計画の目標値に準拠することとしています。

5
6

7 (4)沖縄市のごみ減量化目標【中間目標年度：令和12年度、目標年度：令和17年度】

8 本市のごみ減量化目標については、国及び沖縄県の減量化目標値を踏まえ、以下の目標値を採
9 用します。

10
11

① 排出量

- ・令和12年度(中間目標年度)：令和4年度に対し約9%削減する。
令和4年度 42,953 t/年 → 令和12年度 39,087 t
- ・令和17年度(目標年度)：令和12年度の1人1日当たりごみ排出量を維持する。

15
16
17

② 出口側循環利用率：排出量に対して約22%

18
19
20
21

表 33 沖縄市一般廃棄物処理基本計画の計画期間及び目標年度

令和 8年度 (1年目)	9年度 (2年目)	10年度 (3年目)	11年度 (4年目)	12年度 (5年目)	13年度 (6年目)	14年度 (7年目)	15年度 (8年目)	16年度 (9年目)	17年度 (10年目)
初年度				中間 目標年度					目標年度

22

1 (5)減量を考慮したごみ排出量

2 ごみ減量化目標値を達成した場合のごみ排出量は以下のとおりとなります。

3 目標達成時のごみ排出量は、中間目標年度(令和12年度)のごみ排出量が39,087tになるよう1
 4 人1日当たりごみ排出量が各年均等に減量すると設定し、生活系ごみ及び事業系ごみの排出量は
 5 令和6年度の比率により推計しています。

6 表 34 減量を考慮したごみ排出量

年度	人口	ごみ排出量 (t/年)			1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	生活系ごみ 1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	事業系ごみ 1日当たり ごみ排出量 (t/日)	
		生活系	事業系	総排出量				
実績	H27	139,813	27,620	14,741	42,361	828	540	40.3
	H28	141,090	28,172	14,612	42,784	831	547	40.0
	H29	141,451	28,293	14,630	42,923	831	548	40.1
	H30	141,747	28,987	14,959	43,946	849	560	41.0
	R1	142,093	29,165	14,500	43,665	840	561	39.6
	R2	142,702	31,278	13,647	44,925	863	601	37.4
	R3	142,725	31,079	13,500	44,579	856	597	37.0
	R4	142,374	29,014	13,939	42,953	827	558	38.2
	R5	141,942	27,730	14,039	41,769	804	534	38.4
R6	141,496	27,366	14,070	41,436	802	530	38.5	
推計(目標達成時)	R7	145,987	27,748	14,294	42,042	789	521	39.2
	R8	146,425	27,372	14,101	41,473	776	512	38.6
	R9	146,864	27,069	13,944	41,013	763	504	38.1
	R10	147,302	26,614	13,710	40,324	750	495	37.6
	R11	147,667	26,217	13,506	39,723	737	486	37.0
	R12	148,032	25,797	13,290	39,087	723	477	36.4
	R13	148,396	25,917	13,351	39,268	723	477	36.5
	R14	148,761	25,910	13,347	39,257	723	477	36.6
	R15	149,126	25,974	13,380	39,354	723	477	36.7
	R16	149,352	26,013	13,400	39,413	723	477	36.7
	R17	149,578	26,123	13,458	39,581	723	477	36.8

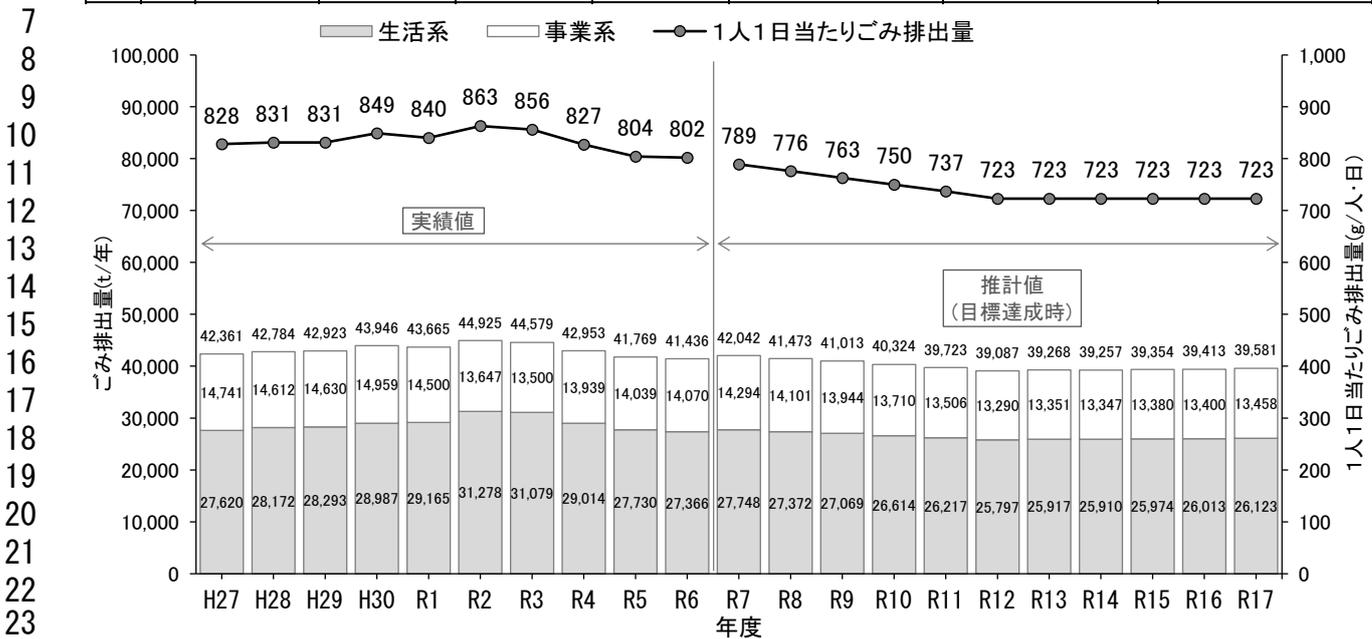


図 36 減量を考慮したごみ排出量

1 6. ごみ処理の基本理念及び基本方針

2 (1) ごみ処理の基本理念

3 本計画におけるごみ処理の基本理念を以下のとおり設定します。

4
5
6 **【ごみ処理の基本理念】**

7
8 行政、市民、事業者が一体となった持続可能な循環型社会の構築

9
10
11
12
13
14 (2) ごみ処理の基本方針

15 ごみ処理の基本理念に基づいた本市のごみ処理に関する基本方針を以下のように掲げ、各種施
16 策を効果的に展開することにより、基本理念を実現することとします。

17
18
19 **【ごみ処理の基本方針】**

20
21 **基本方針1：3Rの推進**

22 循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利
23 用（いわゆる3R【リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）】）
24 を推進することが、循環型社会の構築には不可欠です。

25 特に、ごみの発生を可能な限り抑制するリデュース（発生抑制）及び、一旦使用された製
26 品・容器等を再び利用するリユース（再使用）を優先的に推進するとともに、リサイクル（再
27 生利用）、熱回収及び適正処分を含めた取組を総合的に進めます。

28 また、3Rを推進することにより、一般廃棄物の排出抑制及び資源化を図るとともに、ごみ
29 焼却量の削減を通じて二酸化炭素（CO₂）排出量の削減に努めます。

30
31 **基本方針2：参加と協働**

32 市民、事業者及び行政が、それぞれの立場に応じた役割分担を行い、連携及び協働すること
33 により、循環型社会の構築を目指します。

34 市は、市民、事業者及びNPO等と連携し、家庭、学校、事業所及び地域団体等における一
35 般廃棄物の減量及び適正処理に関する情報提供等を通じて、学習機会の充実を図ります。

36 市は、市民生活に密接に関わる廃棄物処理に係る課題について、市民及び事業者が多様な機
37 会を通じて、市の施策の企画立案、実施及び評価の各段階に参加できるようにするとともに、
38 市民及び事業者と市が、それぞれの果たすべき役割を自覚し、対等の立場で協力し補完し合う
39 協働による施策の展開を図ります。

40
41 **基本方針3：適正処理の確保**

42 市民、事業者及び行政は、ごみの排出抑制や再使用・再生利用等の推進に加え、分別及び排
43 出ルール徹底並びに散乱ごみの発生防止対策の充実を図り、一般廃棄物の適正処理の確保に
44 努めます。

45 市は、多様化する市民ニーズ及び製品の高機能化・多様化に伴う廃棄方法の変化を的確に把
46 握し、ごみの収集・運搬の利便性及び安全性の一層の向上に努めます。

1 7. ごみの排出抑制のための方策

2 ごみの排出抑制を推進するためには、行政・市民・事業者が一体となった取組が必要になります。

4 以下に、その具体的な事項について示します。

6 (1) 行政の役割

7 市は、ごみの排出抑制・リサイクルの推進、適切な処理体制の整備を担います。

8 市は、市民に対し一般廃棄物の排出抑制に関する普及啓発や情報提供を行い、分別収集を推進し、一般廃棄物の適正な循環的利用の推進に努めます。

10 加えて、2050年までの脱炭素社会の実現の観点を踏まえ、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた取組の推進等を行うよう努めます。

14 沖縄市における取組

14 関係する
15 SDGsの目標



18 【ごみの排出抑制に関する取組】

- 19 (1) 市民及び販売業者等に対するマイバッグ運動の普及啓発
- 20 (2) 市民に対する食品トレイ等の店頭回収の利用に関する普及啓発
- 21 (3) 販売業者等に対する食品トレイ等の店頭回収の実施に関する普及啓発
- 22 (4) ごみ減量アイデアや不用品等の交換情報について情報提供
- 23 (5) 事業所に対するごみ減量に係る説明会の開催、ごみ減量マニュアルの情報提供
- 24 (6) 食品廃棄物の排出抑制に関する普及啓発
- 25 (7) 粗大ごみのリユースに関する普及啓発
- 26 (8) 分別排出並びに排出日及び排出時間の厳守に関する周知徹底
- 27 (9) 環境月間パネル展等により、ごみ減量化・リサイクル促進の意識啓発に係る広報活動(ポスター・パンフレット等)の実施
- 28 (10) 「3きり運動」(食品の食べきり・使いきり、生ごみの水きり)の推進
- 29 (11) 不要となった衣類(子供服、学生服等)、日用品(子供用品等)のリユースの推進(展示場等の拠点整備)
- 30 (12) イベント等主催者に対し、リユース食器の導入やリサイクルが容易な素材の容器の使用等を促進するとともに、分別回収の徹底及び回収体制の整備を促し、ごみ排出抑制を推進する
- 31 (13) 集合住宅等の管理者に対する分別排出の指導
- 32 (14) 市民に対する指定ごみ袋等の適正使用の指導
- 33 (15) 多量排出事業者に対する「廃棄物減量計画(仮称)」の作成等の指導
- 34 (16) ごみの減量、排出抑制、適正処理等に関する講演会等の開催
- 35 (17) 学校における環境学習の推進
- 36 (18) 市民を対象とした環境学習の実施
- 37 (19) クリーン指導員の組織活動の支援

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

【ごみの資源化に関する取組】

- (1) 草木類の資源化の推進
- (2) 6種分別収集(もやせるごみ、もやせないごみ、草木類、資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみ)の継続実施及び徹底
- (3) 資源ごみの分別排出徹底の指導
- (4) 新たな分別品目(資源化品目等)の検討
- (5) 生ごみ処理機器等への購入補助制度の継続
- (6) 生ごみ処理機器及び生ごみ堆肥化に関する情報提供
- (7) 溶融スラグの有効利用の推進

【その他の取組】

- (1) 市役所等の公共施設で使用する製品等は、可能な限り再使用するとともに、環境配慮型製品を優先的に選択する等、「グリーン購入」に努める
- (2) ごみの不法投棄防止及び公害防止に関する普及啓発(看板設置、パトロールの強化)
- (3) 「クリーンデーin 沖縄市」の開催
- (4) ボランティア清掃活動に対する個人・団体への支援推進
- (5) 「沖縄市環境クリーン促進条例」及び「沖縄市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の普及啓発
- (6) 収集運搬体制の効率化の検討
- (7) 市のイベント開催時における、ごみの排出抑制や資源化に関するコーナーの設置等による普及啓発活動の推進
- (8) 違法な不用品回収業者に関する対策(普及啓発活動の実施)
- (9) 在宅医療廃棄物の排出等に関する関係機関との協議及び検討
- (10) 処理困難物の適正処理ルート確保等に関する関係機関との協議及び検討
- (11) 資源ごみの持ち去り対策の検討

1 (2) 市民の役割

2 市民は、物品を「買う・使う・捨てる」それぞれの場面において、ごみの減量と資源の有効利
3 用に関する行動をとることが求められます。

4 具体的には、ごみの発生が少ない環境配慮型の商品やサービスを選択すること、物を修理して
5 長く使用すること、食品ロスを削減すること、一般廃棄物の排出に当たっては市が定める分別区
6 分に従い適正に分別排出を行うこと、市が実施する循環的利用の取組に協力することが必要で
7 す。

8 また、廃家電製品、廃自動車、使用済小型電子機器等の適正な引渡しを通じて、事業者が法律
9 に基づき実施するリサイクルの仕組みに協力すること等、環境への負荷の少ない循環型社会の構
10 築に資する取組を行う必要があります。

13 市民における取組

14 関係する
15 SDGsの目標



17 【ごみの排出抑制に関する取組】

18 (1) 買い物の際は、次のような商品を選べるだけ選択する

- 19 ①包装(パッケージ)が少ないもの
- 20 ②くり返し使えるもの(マイボトル、マイバッグ等)
- 21 ③壊れにくく、長持ちするもの
- 22 ④単一種類の素材でできていて、分別しやすいもの
- 23 ⑤リサイクルされた材料や、植物等の再生可能な有機資源由来の材料を使ったもの
- 24 ⑥必要に応じて、レンタル、リース、サブスクリプション、シェアリング等、「物を所有
25 せず利用するサービス」を利用する

26 (2) 購入した商品を使用する際は、エネルギー消費効率等にも配慮しつつ、壊れてもすぐに捨
27 てず、修理してできるだけ長く使用する

28 (3) 食品トレイ等の店頭回収システムの利用

29 (4) 生ごみを捨てる前に、三角コーナーや水切り袋等を使って、水をしっかり切ってから捨
30 てる

31 (5) 食品ロス削減に関する取組

- 32 ①食品を購入する際は、消費期限・賞味期限の意味等、期限表示を正しく理解し、食べ
33 きれぬ量だけを購入するようにする
- 34 ②家での食事では、購入した食品や作った料理をできるだけ食べ切り・使い切る。家での
35 食事で残った料理は保存して次の食事食べる等して、食べ残しを減らす
- 36 ③どうしても使い切れない場合は、フードドライブを活用する
- 37 ④外食の際は、食べきれぬ量だけ注文し、食べ残しが出ないようにする。料理が残ってし
38 まった場合は、飲食店に確認の上、自己責任の範囲で持ち帰る

39 【ごみの資源化に関する取組】

40 (1) 日常生活で使用する製品等は、可能な限り再使用するとともに、環境配慮型製品を優先的
41 に選択する等、「グリーン購入」に努める

42 (2) まだ使用できるが自らには不要となった物品は、有価物として他者に譲渡して有効利用す
43 る(フリーマーケット、リサイクルショップ等の利活用)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

(3) 生ごみの堆肥化の実施及び生ごみ堆肥の積極的活用

(4) 各リサイクル法の規定を遵守し、循環型社会の構築に協力するとともに、行政が実施する廃棄物の分別排出・回収に協力する

【その他の取組】

(1) 紙類・草木類の適正排出の実施

(2) 暴風警報発令時のごみの排出禁止、排出日・排出時間の厳守

(3) 収集運搬車両やごみ処理施設での火災の原因となる小型充電式電池（ニッカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池等）やライターについては「有害ごみ」として分別を徹底する

(4) 生ごみ等をカラスや猫に荒らされないように工夫する

(5) 分別及び排出ルールの徹底並びに散乱ごみの発生防止対策の充実を図り、ごみの適正収集・運搬に協力する

(6) 本市及び沖縄県等が実施するごみ処理に関する各種施策への協力

(7) 廃家電や粗大ごみ等を違法な不用品回収業者へ引き渡さない

1 (3) 事業者の役割

2 事業者は、事業活動に伴い排出されるごみを自らの責任において適正に処理する必要があります。
3 す。

4 事業者は、製品の製造、流通、販売等の各段階において、ごみの発生抑制及び減量化に努め、
5 ごみの適正な循環的利用及び処分により、廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量の削減等に取り
6 り組むことが求められます。また、製品が廃棄される段階を考慮し、再生利用が容易で環境負荷
7 の少ない製品を設計、製造することが重要となります。

8 廃棄物の処理を委託する場合は、許可を有する処理業者を選定し、適正な対価を支払う必要が
9 あります。さらに、自社製品の自主的な回収及び再資源化に取り組むことが求められます。

11 事業者における取組

12 関係する
13 SDGsの目標



16 【ごみの排出抑制に関する取組】

17 (1) 事業所における取組

- 18 ①事務処理のペーパーレス化を検討・採用する
- 19 ②従業員の環境意識の向上や環境教育の充実を図る

21 (2) 製造段階での取組

- 22 ①ごみを減らす設計とする
 - 23 ・容器や包装を小さく、シンプルにする
 - 24 ・商品のサイズを実際の使用量に合わせる
- 25 ②長く使える商品を作る
 - 26 ・何度も使える商品、丈夫で壊れにくい商品を製造・販売する
 - 27 ・部品交換や修理がしやすい構造にする
 - 28 ・修理サービスの体制を整える
- 29 ③環境に配慮した素材を使う
 - 30 ・再生材料や植物等の再生可能な有機資源由来の材料をできるだけ使用する
 - 31 ・製品が作られてから捨てられるまでの環境への影響を評価する

34 (3) 販売段階での取組

- 35 ①容器包装廃棄物の簡素化(包装材・梱包材の削減等)に努める
- ②飲食店等は使い捨て製品の使用を控える
- ③量り売り等の実施
- ④賞味期限・消費期限が近い商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう工夫を行う
- ⑤リユース(再使用)容器製品・詰め替え製品・リサイクル商品・耐久性に優れた繰り返し使える製品等の環境配慮型商品を販売する
- ⑥環境配慮型商品の表示を行い、消費者が環境に優しい商品を選べるよう情報提供を行う
- ⑦製造・販売した商品の修理体制を整備する
- ⑧消費者が製品の廃棄からリサイクルまでの仕組みがわかるよう情報提供を行う(家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等の周知促進)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

- (4) 食品関連事業者での取組
 - ① 食べ物の無駄(食品ロス)を把握して減らす
 - ② 売れ残りや廃棄食品を飼料や肥料として再利用する
- (5) 「廃棄物減量計画(仮称)」の作成(多量排出事業者)

【ごみの資源化に関する取組】

- (1) 紙等の資源化物の分別排出
- (2) 再生紙等のリサイクル製品の使用
- (3) 食品廃棄物の資源化の実施
- (4) 生ごみの堆肥化の実施及び生ごみ堆肥の積極的活用
- (5) 廃棄物の分別排出・回収への協力

【その他の取組】

- (1) 事業活動で使用する製品等は、可能な限り再使用するとともに、環境配慮型製品を優先的に選択する等、「グリーン購入」に努める
- (2) 地域の環境活動に積極的に参加する
- (3) 適切なごみ処理の実施
 - ① 自社でごみをリサイクルするか、リサイクルできる業者に依頼する
 - ② ごみ処理業者には適正な料金を支払い、許可業者を利用する
- (4) 分別及び排出ルールの徹底並びに散乱ごみの発生防止対策の充実を図り、ごみの適正収集・運搬に協力する

1 8. ごみの分別区分

2 ごみの分別については、現状の分別区分を維持することとします。

3 現状において、資源ごみの分別対象となっていない資源化できる可能性のあるものについては、
4 倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）と連携し、資源化の可能性について協議を
5 行います。

6
7

表 35 生活系ごみの分別区分

分別区分		出し方	収集回収	主な品目等
1. もやせるごみ		指定ごみ袋 (有料)	週2回	プラスチック、ゴム、皮革、生ごみ、油、紙おむつ、紙くず等
2. もやせないごみ		指定ごみ袋 (有料)	週1回	金属、金属を含む混合物、陶磁器、ガラス製品、小型家電製品等
3. 草木類		透明袋又は束ねる	週1回 (7点からは申込制)	草木 ・1m以内に切って10kg以内で束ねる ・10kg以内で45L以下の透明袋に入れる
4. 資源ごみ	かん	透明袋	週1回	飲料用のスチール缶・アルミ缶、スプレー缶、調味料容器(かん)等
	びん	透明袋		飲料用のびん、調味料容器(びん)、漬物びん等
	ペットボトル	透明袋		ペットボトルの識別表示マークのある容器(飲料用、調味料用)
	紙類	紙ひもで縛る又は紙袋・段ボールに入れる		新聞・チラシ、段ボール、本・雑誌、紙パック、雑がみ等
5. 有害ごみ		種類別に透明袋	週1回	蛍光管、水銀体温計、ライター、電池、充電式電池
6. 粗大ごみ		処理券 (有料)	申込制	家具類(机・こたつ・タンス・ソファ・イス)、寝具類(毛布・布団類・ベッド・マット・ベッド枠)、じゅうたん、カーペット、畳、自転車、板切れ、電子ピアノ、物干しざお、ブラインド、金属・プラスチック製パイプ等

8
9
10

表 36 事業系ごみの分別区分

分別区分		出し方	収集回数	主な品目等
1. もやせるごみ		透明袋	事業系ごみ収集運搬業者（許可業者）との契約により決定	プラスチック、紙くず、生ごみ、ゴム・皮革製品等
2. もやせないごみ		透明袋		金属、金属を含む混合物、陶磁器、ガラス製品、小型家電製品等
3. 資源ごみ	かん	透明袋		飲料用のスチール缶・アルミ缶、スプレー缶、調味料容器(かん)等
	びん	透明袋		飲料用のびん、調味料容器(びん)、漬物びん等
	ペットボトル	透明袋		ペットボトルの識別表示マークのある容器(飲料用、調味料用)
		紙類	新聞・チラシ、段ボール、本・雑誌、紙パック、雑がみ等	

11

9. 排出抑制・再資源化計画

(1) 生ごみの減量化及びリサイクルの推進

可燃ごみのごみ質調査の結果（26 ページ参照）では、重量比で約4割が水分であり、その多くは厨芥類（生ごみ）に由来しています。このことから、さらなるごみ排出量の削減に向けて、食品の「食べきり」「使いきり」及び生ごみの「水きり」を内容とする「3きり運動」を推進するとともに、特に水きりの徹底（「もう一絞り」）を図り、生ごみの減量化を促進します。

また、生ごみ処理機器等の購入に対する補助制度を継続し、生ごみの減量化及び堆肥化による再資源化を促進します。

学校給食センター、病院、ホテル、スーパーマーケット及び飲食店等の事業活動に伴い排出される生ごみについては、減量化に向けた取組を促進するとともに、民間の再資源化ルートを活用等を通じて再資源化を推進します。また、事業者間の連携を推進し、事業系生ごみの減量及び再資源化の促進を図ります。

(2) 家庭、地域、学校及び事業所での取組の推進

家庭、地域、学校及び事業所ごとに、ごみ減量化の取組を推進するため、マニュアルやアイデア集について、クリーン指導員と連携して普及啓発に努めます。また、説明会や学習会の開催を支援するとともに、必要に応じて講師の派遣等を行います。

(3) 小売店・商店街との連携

ごみの発生抑制のため、レジ袋の削減対策とともに、過剰包装の抑制等について、小売店や商店街と協力・連携を進め、普及啓発に努めます。

(4) 不要品の再使用の促進

倉浜衛生施設組合のエコループ池原（リサイクルセンター）において、粗大ごみ等の再使用を促進します。また、3R（リデュース・リユース・リサイクル）やごみ問題、環境問題に対する意識啓発の場としてリサイクルセンターを活用し、倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）と連携します。

(5) 剪定枝・草、木くずのリサイクルの促進

草木類は資源ごみとして収集し、倉浜衛生施設組合または民間の再資源化業者により処理及び再資源化を行っています。

再資源化の推進について倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）と連携し、適宜見直しを行います。

(6) 分別の徹底及び再検討

再資源化できる紙類等が「もやせるごみ」として排出されている実態があることから、ごみ分別をさらに徹底します。

これらの分別については協力度を高めるため、リサイクルルートの情報提供等を積極的に行います。また、リサイクルの効率的な促進のため、現在の分別について倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）と連携し、適宜見直しを行います。

(7) ごみ出しルールの徹底

市の広報やホームページなどの媒体を利用して、分別とごみ出しルールの周知徹底を図ります。

1 (8) ごみ処理費用に関する検討

2 ごみ処理に係る費用を広く公表し、費用負担のあり方を市民・事業者と一体となって検討しま
3 す。また、指定ごみ袋等の手数料については、負担の公平化及び排出抑制の観点から、必要に応
4 じて見直しを検討します。

6 (9) 情報の公開

7 ごみに関する各種情報（ごみ排出量の推移、資源化の状況、ごみ減量化目標の達成状況等）を
8 市の広報紙やホームページへの掲載等により公開し、市民等へのごみ減量化・再資源化に関する
9 意識啓発を図ります。

11 (10) クリーン指導員の活動支援とごみ学習会の開催

12 クリーン指導員の活動支援を行うとともに、地域や学校、職場等において、ごみに関する学習
13 会を開催し、ごみ問題や環境美化活動への理解を深める取組を行います。これらにより、市民・
14 行政が一体となって取り組む地域環境美化活動を推進します。

16 (11) 不法投棄対策

17 地域の自治会及びクリーン指導員や関係機関と連携し、廃棄物の不法投棄防止に係る意識啓発
18 に努めるとともに、パトロールの強化や立て看板の提供等を行い、不法投棄防止対策を強化しま
19 す。

21 (12) 適正処理困難物への対応

22 適正処理困難物（ガスボンベ、建築資材、ピアノ等）については、専門の処理業者により処理
23 することとしています。排出者である市民に対しては情報提供やルール等の周知を図り、処理業
24 者と連携した処理体制の構築等により、適正処理を推進します。

26 (13) 家電リサイクル法、パソコンリサイクル法（資源有効利用促進法・小型家電リサイクル法）等へ
27 の対応

28 家電リサイクル、パソコンリサイクルの対象となるものは、それぞれの法律に基づき自主回
29 収・再資源化業者（メーカー等）、販売店、消費者がそれぞれの役割を果たしながらリサイクルを
30 行います。また、市民に対するリサイクル推進への情報を発信します。

32 (14) 在宅医療に伴う医療系廃棄物の排出ルールの策定

33 在宅医療の普及に伴い、家庭から排出される医療系一般廃棄物について、医療機関等と連携し
34 排出ルールの策定に向け調査・研究を行います。

36 (15) 多様化する市民ニーズ及び製品の高機能化・多様化に伴う廃棄方法への対応

37 多様化する市民ニーズ及び製品の高機能化・多様化に伴う廃棄方法の変化を的確に把握し、ご
38 みの収集・運搬の利便性及び安全性の一層の向上に努めます。

39

1 10. 収集・運搬計画

2 (1) 収集・運搬の主体

3 本市における一般廃棄物の収集・運搬は、現行どおり、一般家庭から排出される生活系ごみに
4 ついては「委託業者」、事業所から排出される事業系ごみについては「許可業者」が行います。

5

6 (2) 収集対象区域

7 ごみの収集対象区域は、沖縄市の行政区域のうち、在日米軍施設を除く全域とします。

8

9 (3) 収集方式

10 生活系ごみの収集は、原則門前収集により行っておりますが、パッカー車等のごみ収集車両が
11 門前まで行くことが出来ない等の理由により、一部地域ではステーション方式により生活系ごみ
12 の収集を行っています。

13 今後はステーション方式により生活系ごみの収集を行っている地域については可能な限り門前
14 収集へ移行を進めます。

15 事業所から排出される事業系ごみは、事業者と許可業者との契約に基づき、収集・運搬を行っ
16 ており、今後も現行の体制により適切な収集・運搬を行います。

17

18 (4) その他収集・運搬に関する取組

19 ①安定かつ効率的な収集・運搬体制の継続

20 本市が主体となり、安定かつ効率的なごみの収集・運搬体制の維持及び確保に努めます。

21 また、ごみの排出量に大きな変動が生じた場合や、将来、ごみの分別区分や処理体系が変更
22 される場合等には、必要に応じて収集・運搬体制の見直しを行います。

23

24 ②収集・運搬の利便性の向上

25 市民サービス向上の観点から、生活上の介助を要する障がい者や高齢者等のいる世帯に配慮
26 した収集体制について、本市におけるニーズや実態を踏まえた体制を構築するため、調査・検
27 討を行います。

28

29 ③収集・運搬の環境負荷の低減

30 本市におけるごみ収集車は、その大半がディーゼル車である事を踏まえ、温室効果ガス削減
31 を図るため、環境負荷低減に資する車両及び燃料について調査・検討を行います。

32

1 11. 中間処理計画

2 (1)もやせるごみの処理

3 もやせるごみの中間処理は、倉浜衛生施設組合が処理主体となっており、同組合の「エ
4 コトピア池原（熱回収施設）」において溶融処理を行っています。

5 今後も現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

6

7 (2)もやさないごみ、粗大ごみ、有害ごみの処理

8 もやさないごみ、粗大ごみ及び有害ごみの中間処理は、倉浜衛生施設組合が処理主体となっ
9 ており、同組合の「エコループ池原（リサイクルセンター）」において破碎・選別処理等
10 を行っています。

11 また、バッテリー等の有害ごみの一部は、民間業者へ処理を委託しています。

12 今後も現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による処理を継続する。

13

14 (3)資源ごみの処理

15 資源ごみの中間処理は、倉浜衛生施設組合が処理主体となっており、同組合の「エコ
16 ループ池原（リサイクルセンター）」において選別・圧縮・梱包処理及び一時保管を行っています。

17 今後も現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による処理を継続する。

18

19

20 (4)その他中間処理に関する取組

21 ①中間処理施設の適正管理

22 倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）との連携のもと、中間処理施設の適正
23 な維持管理・運転管理及び公害防止対策に努める。

24

25 ②中間処理段階の循環利用の促進

26 中間処理段階において以下に示す循環利用を促進します。

- 27 ・熱回収施設における金属類及び溶融スラグの有効利用並びに余熱利用（発電）の促進
- 28 ・エコループ池原（リサイクルセンター）における不燃性粗大ごみからの金属類の回収の徹底
29 及び分別収集した金属類、ガラス類、ペットボトル、紙類等の適正な資源化の実施
- 30 ・草木類の再資源化の促進

31

1 12. 最終処分計画

2 中間処理により発生する飛灰固化物及び不燃残渣は、倉浜衛生施設組合の「エコボウル倉浜
3 (最終処分場)」にて埋立処分が行われています。

4 今後も現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による最終処分を継続します。

5 また、以下の事項についても取組ます。

6

7 ①最終処分場の適正管理

8 維持管理基準の遵守と周辺環境にも配慮した適正な維持管理を行い、安心・安全な埋立処分
9 が継続できるよう、倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）と連携していきます。

10

11 ②最終処分量の最小化

12 最終処分場の延命化及び環境への負荷の抑制のため、ごみの排出抑制や分別の徹底、中間処
13 理によるごみの減量化・資源化を行い、最終処分量の最小化を促進します。特にもやさないご
14 み、粗大ごみについて有価物等のリユース（再使用）、リサイクル（再資源化）を推進し、埋立
15 対象物の減量化を促進します。

16

1 13. ごみ処理施設の整備に関する計画

2 (1) 中間処理施設

3 もやせるごみの中間処理を行う「エコトピア池原（熱回収施設）」、もやさないごみ、粗大ごみ
4 及び有害ごみの中間処理を行う「エコループ池原（リサイクルセンター）」は、倉浜衛生施設組合
5 が運営・管理し、平成 22 年 4 月に供用を開始した施設であり、現在に至るまで順調な処理機能を
6 維持しています。

7 しかしながら、供用開始から 15 年が経過していることから、施設の長寿命化を図るため、エコ
8 トピア池原（熱回収施設）は、令和 5～13 年度に改修工事を予定しており、エコループ池原（リ
9 サイクルセンター）は、令和 10～14 年度に改修工事を予定しています。

10 今後も、倉浜衛生施設組合と連携し、計画的な改修事業を推進し、安定した施設運営が図られ
11 るよう維持管理及び運営に協力します。

12

13

14 (2) 最終処分場

15 中間処理により発生する飛灰固化物及び不燃残渣の埋立処分を行う「エコボウル倉浜（最終処
16 分場）」は、倉浜衛生施設組合が運営・管理し、平成 9 年 4 月に供用を開始した施設であり、令和
17 6 年度末現在、最終処分場の埋立率は約 57%に達しています。

18 今後も、市民への分別排出指導の徹底、事業系ごみの減量化指導、リサイクル可能な資源の回
19 収強化等により、最終処分場への埋立廃棄物の削減を推進します。

20 また、エコボウル倉浜（最終処分場）は、供用開始から 28 年が経過していることから、施設の
21 長寿命化を図るため、埋立完了区域のキャッピング工事を実施しており、令和 6～7 年度に改修工
22 事を実施しています。

23 今後も、倉浜衛生施設組合と連携し、計画的な改修事業を推進し、安定した施設運営が図られ
24 るよう維持管理及び運営に協力します。

25

1 14. その他の計画

2
3 (1)事業者等への協力要請

4 製造事業者による自主回収ルートの確立及びごみにならない容器の利用促進や適正処理困難物
5 等の処理施設整備を関係機関に要請します。

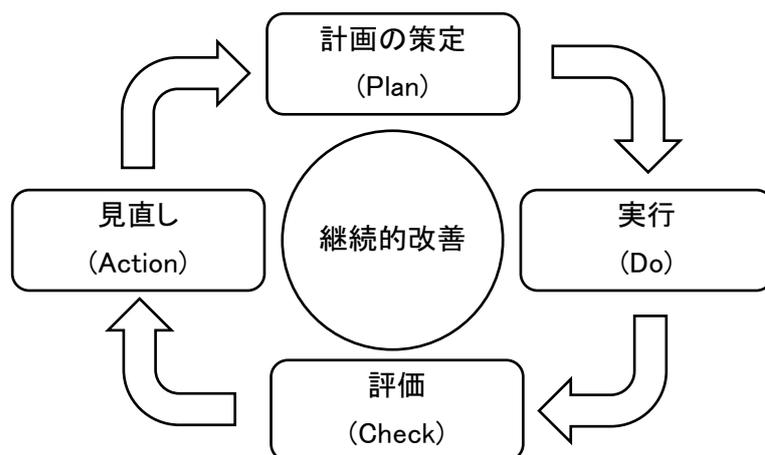
6
7 (2)災害対策

8 災害発生時の廃棄物処理の円滑な実施に向け、「沖縄市災害廃棄物処理計画(令和6年3月策定)」
9 に基づき、収集・運搬及び処理の体制構築、周辺自治体や沖縄県など関係機関との連携体制の整
10 備などを進めます。

11
12 (3)計画の進行管理

13 効果的に施策を推進し、ごみの減量化目標を達成するためには施策の実施状況や目標値の達成
14 状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要です。

15 本計画は、図37のようなPlan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し)の
16 いわゆるPDCAサイクルにより、各施策や目標の進捗状況について、定期的な検証と継続的な改善
17 を図ります。



28
29 図 37 PDCA システム

30
31 (4)推進体制

32 本市、市民及び事業者との協力・協働への取組により一般廃棄物の減量化・資源化を総合的かつ
33 計画的に推進するため、行政・市民・事業者が一体となった取組が必要となります。イベント
34 などの啓発事業の実施により、さらなる連携を図っていきます。

第4章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現況

(1) 生活排水処理の流れ

生活排水は、台所や風呂場などから排出される「生活雑排水」とトイレから排出される「し尿」に分けられます。

公共下水道接続世帯では、生活雑排水及びし尿は下水道により沖縄県の「みずクリン宜野湾」又は「みずクリン具志川」に運ばれ適正に処理されています。

合併処理浄化槽世帯では、生活雑排水及びし尿は浄化槽により処理され、浄化槽汚泥は収集業者により収集運搬され、倉浜衛生施設組合の汚泥再生処理センター「宜野湾清水苑」にて適正に処理されています。処理過程で生じた分離液は、公共下水道（みずくりん宜野湾）へ送水され、適正に処理された後、公共用水域へ放流されています。

単独処理浄化槽世帯では、し尿は浄化槽により処理され、浄化槽汚泥は合併処理浄化槽世帯と同様に「宜野湾清水苑」にて適正に処理されていますが、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されています。

くみ取り世帯では、し尿はくみ取り槽にて一時保管し、収集業者により収集運搬され「宜野湾清水苑」にて適正に処理されていますが、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されています。

単独処理浄化槽世帯及びくみ取り世帯から排出される生活雑排水は、未処理のまま公共用水域に放流されるため、河川や海域の水質汚濁の原因となっています。

なお、「宜野湾清水苑」では、し尿及び浄化槽汚泥を学校給食の生ごみ(調理残渣)とともに処理し、脱水汚泥はエコトピア池原(熱回収施設)にて助燃剤として有効活用しています。

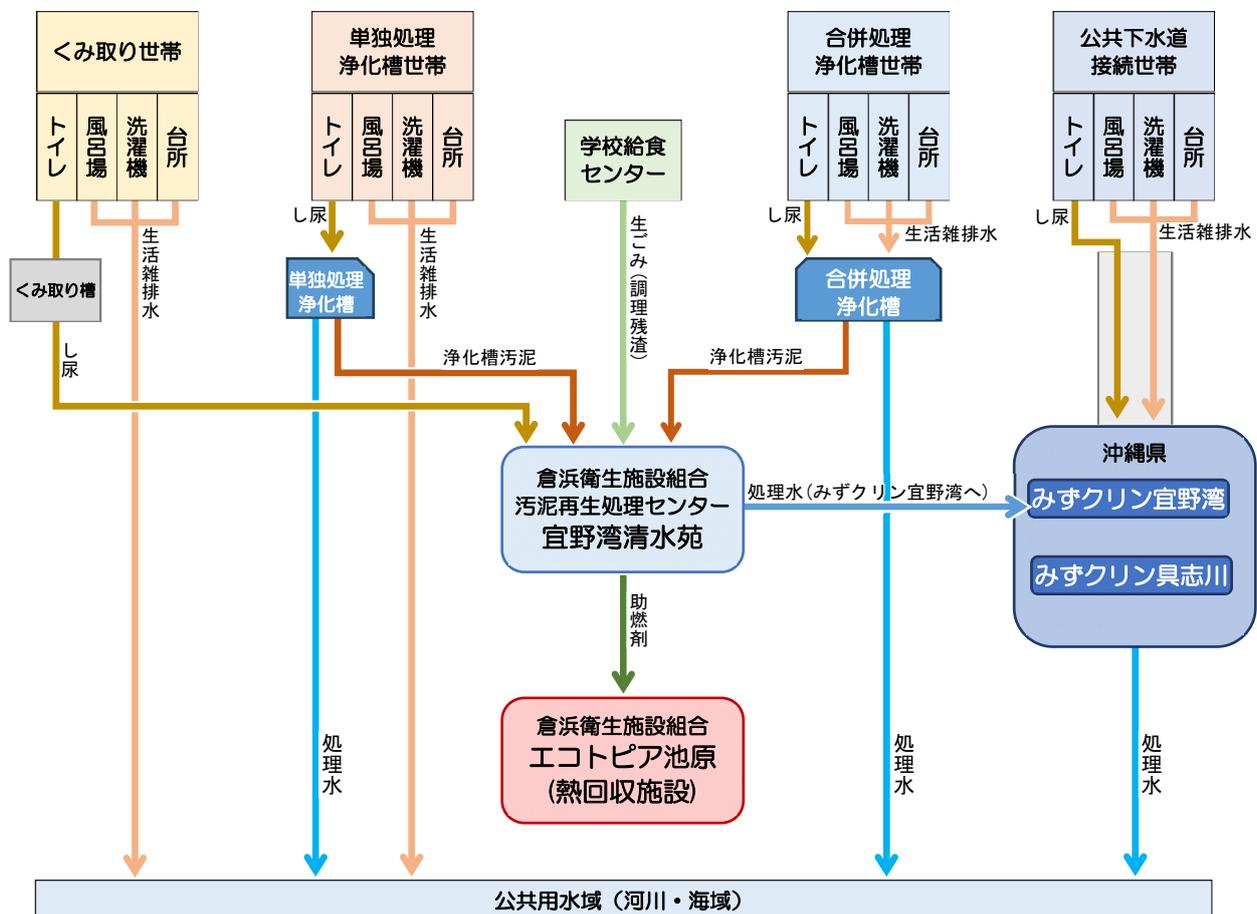


図 38 生活排水処理の流れ

1 (2) 施設整備状況

2 ① 汚泥再生処理センター

3 くみ取り世帯から収集されたし尿及び浄化槽使用世帯から収集された浄化槽汚泥は、倉浜衛生
4 施設組合の汚泥再生処理センター「宜野湾清水苑」にて、学校給食の生ごみ(調理残渣)とともに
5 適正に処理されています。

6 処理過程で生じた分離液は、公共下水道(みずくりん宜野湾)へ送水され、適正に処理された
7 後、公共用水域へ放流されています。

8 また、脱水汚泥はエコトピア池原(熱回収施設)にて助燃剤として有効活用しています。



28 図 39 汚泥再生処理センター 宜野湾清水苑 の外観

29
30
31
32 表 37 汚泥再生処理センター 宜野湾清水苑 の概要

施設名称	汚泥再生処理センター 宜野湾清水苑
所在地	宜野湾市伊佐4丁目9番6号
竣工年月	令和4年3月
稼働年月	令和4年4月
施設規模	29kL/日 し尿 8kL/日、浄化槽汚泥 21k L/日、 生ごみ(調理残渣【野菜の切れ端など】) 400 kg/日
処理方式	前脱水+希釈下水道放流

33 資料 倉浜衛生施設組合ホームページ (<http://www.kurahama.or.jp/>)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26

② 浄化センター(下水道)

本市の下水は、中心市街地を含む西側を「みずクリン宜野湾(宜野湾浄化センター)」、東海岸側を「みずクリン具志川(具志川浄化センター)」にて適正に処理され、処理水は公共用水域へ放流されています。



みずクリン宜野湾(宜野湾浄化センター)



みずクリン具志川(具志川浄化センター)

図 40 浄化センターの外観

表 38 浄化センターの概要

施設名称	みずクリン宜野湾 (宜野湾浄化センター)	みずクリン具志川 (具志川浄化センター)
所在地	宜野湾市伊佐 3 丁目 12 番 1 号	うるま市洲崎 1 番地
供用開始年月	昭和 45 年 7 月	昭和 62 年 7 月
処理能力	126, 500 m ³ /日	最大 36, 700 m ³ /日
処理方式	標準活性汚泥法、担体添加型活性汚泥法	標準活性汚泥法

27 資料 沖縄県土木建築部下水道事務所ホームページ(<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gesuikan/index.html>)
28 「沖縄県流域下水道維持管理年報 (平成 30 年度)」(沖縄県土木建築部下水道事務所)
29

1 (3) 下水道の普及状況

2 下水道の普及状況は、下水道が利用できる世帯(接続可能世帯)、実際に下水道を利用している
3 世帯(接続世帯)ともに増加しており、令和6年度における下水道接続率は90.1%となっています。

4 下水道の普及に伴い、下水道を利用していない世帯(未接続世帯：合併処理浄化槽・単独処理浄
5 化槽・汲み取り)は減少しています。

6

7

表 39 下水道の普及状況 (単位：世帯)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総世帯数	59,065	60,171	61,068	62,365	63,463	64,503	64,822	65,937	66,777	67,601
接続可能世帯数	57,276	58,323	59,301	60,584	61,642	62,635	63,410	64,026	64,943	65,745
接続世帯数	48,734 (82.5%)	50,546 (84.0%)	51,475 (84.3%)	52,791 (84.6%)	54,224 (85.4%)	55,201 (85.6%)	56,144 (86.6%)	57,031 (86.5%)	57,902 (86.7%)	59,269 (87.7%)
未接続世帯数	10,331 (17.5%)	9,625 (16.0%)	9,593 (15.7%)	9,574 (15.4%)	9,239 (14.6%)	9,302 (14.4%)	8,678 (13.4%)	8,906 (13.5%)	8,875 (13.3%)	8,332 (12.3%)
下水道普及率	97.0%	96.9%	97.1%	97.1%	97.1%	97.1%	97.8%	97.1%	97.3%	97.3%
下水道接続率	85.1%	86.7%	86.8%	87.1%	88.0%	88.1%	88.5%	89.1%	89.2%	90.1%

8 資料 沖縄市上下水道局下水道課資料

9 ※()内の数値は総世帯数に対する割合

10 ※下水道普及率：総世帯数に対して、下水道が利用できる世帯(接続可能世帯)の割合【接続可能世帯数÷総
11 世帯数×100】

12 ※下水道接続率：下水道が利用できる世帯(接続可能世帯)に対して、実際に下水道を利用している世帯(接続
13 世帯)の割合【接続世帯数÷接続可能世帯数×100】

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

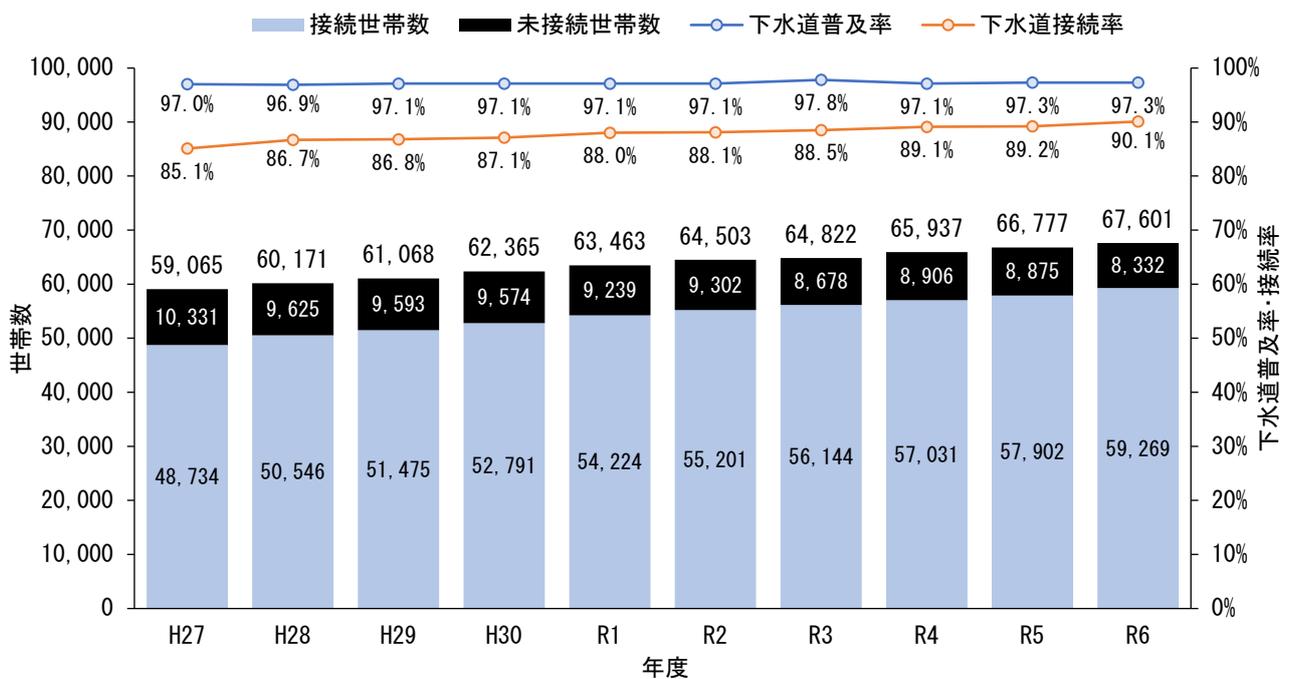


図 41 下水道の普及状況

1 (4) し尿・浄化槽汚泥の排出状況

2 し尿の排出量は、平成 27 年度 1,491kL から令和 6 年度 414kL へ大幅に減少しています。

3 浄化槽汚泥の排出量は増加傾向にあり、令和 3 年度 4,375kL をピークに若干の減少傾向に転じて
4 いますが約 4,000kL で横ばいに推移しています。

5
6
7

表 40 し尿・浄化槽汚泥の排出状況（単位：kL/年）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
し尿	1,491 (31.9%)	1,349 (29.3%)	1,370 (29.3%)	1,253 (26.7%)	1,227 (26.2%)	1,045 (20.6%)	592 (11.9%)	397 (8.9%)	389 (8.8%)	414 (9.4%)
浄化槽汚泥	3,189 (68.1%)	3,252 (70.7%)	3,311 (70.7%)	3,445 (73.3%)	3,454 (73.8%)	4,034 (79.40%)	4,375 (88.1%)	4,072 (91.1%)	4,052 (91.2%)	3,988 (90.6%)
合計	4,680 (100%)	4,601 (100%)	4,681 (100%)	4,698 (100%)	4,681 (100%)	5,079 (100%)	4,967 (100%)	4,469 (100%)	4,441 (100%)	4,402 (100%)

8 資料 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省、沖縄市)

9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26

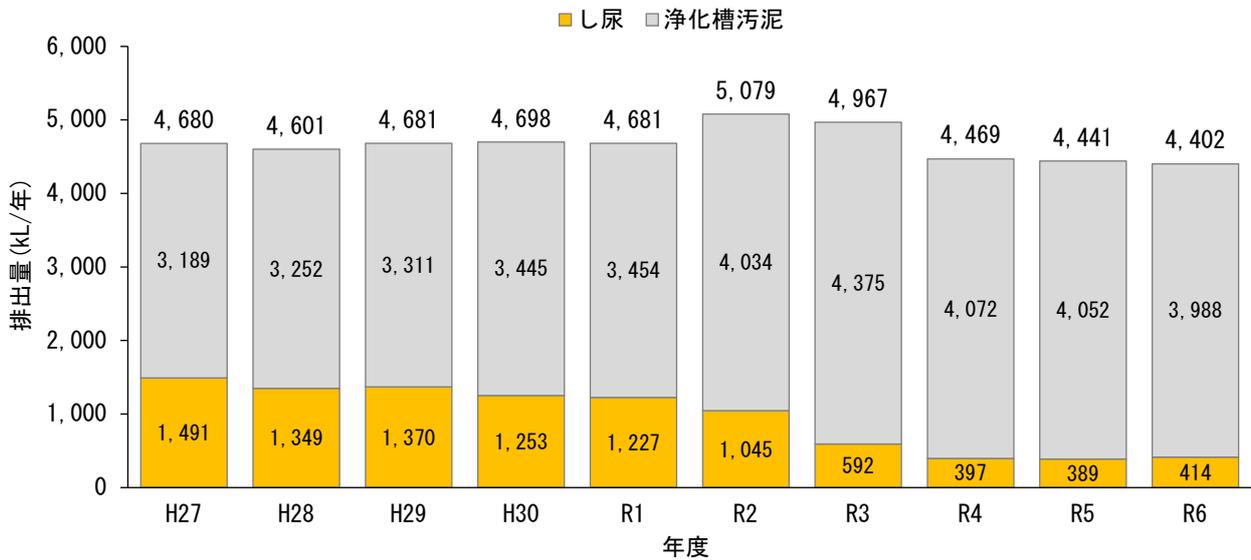


図 42 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

1 **2. 生活排水処理の課題**

2 本市の生活排水処理の現状を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

3

4 **(1) 収集・運搬に係る課題**

5 公共下水道の整備に伴い、本市における今後の下水道接続率は上昇していくことが想定されま
6 す。

7 しかし、建設現場や事業所等の仮設トイレからは一定量のし尿が継続的に排出されるため、そ
8 の処理を含め、安定したし尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制を維持することが課題です。

9

10 **(2) 生活雑排水に係る課題**

11 くみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯から排出される生活雑排水（台所、浴室等の排水）は、
12 未処理のまま公共用水域に流入し、水質汚濁の原因となっています。

13 公共下水道の未整備地域では合併処理浄化槽の設置を促進し、整備済地域では公共下水道への
14 接続を働きかけていく必要があります。

15

16 **(3) くみ取り世帯及び浄化槽世帯の実態把握に係る課題**

17 公共下水道の未整備地域において、これまで沖縄県による浄化槽設置の許認可が行われており、
18 くみ取り世帯や単独処理浄化槽世帯が依然として存在しますが、これらの実態把握が不十分なこ
19 とが課題です。

20

21 **(4) 浄化槽の適正管理に係る課題**

22 浄化槽設置者による保守点検、清掃、定期検査などの維持管理が適正に実施されていない事例
23 がみられます。

24 維持管理が不十分な浄化槽は生活排水の浄化能力を維持できず、公共用水域の水質汚濁の原因
25 となる可能性があります。

26 今後は、浄化槽設置世帯に対し、適正な維持管理の徹底を働きかけていく必要があります。

27

28 **(5) し尿及び浄化槽汚泥処理に係る課題**

29 本市で排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、倉浜衛生施設組合の「汚泥再生処理センター 宜野湾
30 清水苑」において、学校給食の生ごみ（調理残渣）とともに適正に処理され、処理過程で生じた
31 分離液は、公共下水道（みずくりん宜野湾）へ送水され、適正に処理された後、公共用水域へ放
32 流されています。

33 今後も施設を継続利用していくことから、組合と協力し、施設の長寿命化を推進していく必要
34 があります。

35

36 **(6) 大規模災害時における課題**

37 大規模災害が発生した際には、通常排出されるし尿とは別に、避難所等に設置される仮設トイレ
38 等からのし尿の処理について対応する必要があります、衛生的な環境を保持する観点から迅速な対
39 応が求められます。

40 このため、「沖縄市災害廃棄物処理計画(令和6年3月策定)」に基づき、収集・運搬及び処理の
41 体制構築、関係機関との連携体制の整備などを進める必要があります。

42

3. 生活排水の将来推計について

本市の下水道処理人口普及率は、令和6年度末現在97.4%です。

今後は、公共下水道への接続促進及び整備の推進により、下水道接続率が上昇し、くみ取り世帯、単独処理浄化槽世帯及び合併処理浄化槽世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の量は減少していくものと見込まれます。

一方で、本市においては、くみ取り世帯、単独処理浄化槽世帯及び合併処理浄化槽世帯の分布や世帯数等の実態を示す基礎的なデータが十分に整備されておらず、現状を正確に把握することが困難です。このため、生活排水量（し尿及び浄化槽汚泥を含む。）の将来推計を定量的に行うことは困難な状況にあります。

今後は、公共下水道整備済地域及び未整備地域ごとに、くみ取り世帯、単独処理浄化槽世帯及び合併処理浄化槽世帯の実態について関係機関等から情報を収集し、その結果を踏まえて、地域の特性に応じた生活排水処理を推進していく必要があります。

くみ取り世帯から排出されるし尿及び単独処理浄化槽並びに合併処理浄化槽から排出される浄化槽汚泥の処理は、し尿処理事業に位置付けられており、環境省が所管し、本市では環境課が担当しています。また、公共下水道事業は国土交通省が所管し、本市では上下水道局が担当しています。

地域の特性に応じた生活排水処理の推進に当たっては、し尿処理事業と公共下水道事業との密接な連携が不可欠であることから、本市における関係担当課間の連携を一層推進していく必要があります。

このような状況を踏まえ、本計画では、生活排水量の将来推計について数値目標の設定は行わず、今後の実態把握の情報を基に数値目標等の設定について検討を行います。

表 41 下水道処理人口普及率

市町村名	普及率	市町村名	普及率	市町村名	普及率	市町村名	普及率
那覇市	98.3%	国頭村	*	北谷町	98.8%	北大東村	*
宜野湾市	96.4%	大宜味村	9.5%	北中城村	65.4%	伊平屋村	*
石垣市	32.9%	東村	*	中城村	68.6%	伊是名村	*
浦添市	97.6%	今帰仁村	*	西原町	43.2%	久米島町	65.4%
名護市	70.7%	本部町	63.3%	与那原町	87.8%	八重瀬町	*
糸満市	68.7%	恩納村	*	南風原町	69.6%	多良間村	*
沖縄市	97.4%	宜野座村	*	渡嘉敷村	34.0%	竹富町	7.7%
豊見城市	74.2%	金武町	*	座間味村	68.3%	与那国町	*
うるま市	67.0%	伊江村	*	粟国村	*	沖縄県	72.3%
宮古島市	15.8%	読谷村	27.4%	渡名喜村	*		
南城市	26.6%	嘉手納町	100.0%	南大東村	*		

※資料「令和元年度末の汚水処理人口普及状況について」令和7年8月22日国土交通省 報道発表資料

※下水道処理人口普及率

総人口に対して、下水道が利用できる人口(接続可能人口)の割合

【下水道を利用できる人口÷総人口×100】

※表中「*」は、下水道整備予定の無い市町村を示しています。

1 4. 生活排水処理の基本理念及び基本方針

2 (1) 生活排水処理の基本理念

3 本計画における生活排水処理の基本理念を以下のとおり設定します。

4
5
6 **【生活排水処理の基本理念】**
7
8 環境と調和し安心して住み続けられるまち
9

10
11
12
13
14 (2) 生活排水処理の基本方針

15 生活排水処理の基本理念に基づいた本市の生活排水処理に関する基本方針を以下のように掲
16 げ、各種施策を効果的に展開することにより、基本理念を実現することとします。

17
18
19
20 **【生活排水処理の基本方針】**
21
22
23 基本方針1：公共下水道への接続の推進
24 公共下水道の整備済み地域については、下水道への接続を促進します。
25
26
27 基本方針2：合併処理浄化槽の普及推進
28 公共下水道の未整備地域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。
29
30
31 基本方針3：浄化槽の適正管理の啓発
32 浄化槽設備の適正管理を設置者に啓発します。
33
34
35
36
37

1 5. 生活排水処理対策

2 生活排水対策は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、下水道法及び浄化槽
3 法等の関係法令に基づき、生活環境の保全及び公共用水域の水質保全を図るために実施するもの
4 です。

5 生活排水対策においては、排出者である市民及び事業者の理解と協力が最も重要です。

6 行政は、市民及び事業者に対する意識啓発や施設整備の推進等を通じて、生活排水対策を総合
7 的かつ計画的に推進する必要があります。

8 以下に、その具体的な事項について示します。

9

10 (1) 行政の役割

11

12

13 沖縄市における取組

14 関係する
15 SDGsの目標



16 **【生活排水の施設整備に関する取組】**

- 17 (1) 非水洗便所（し尿くみ取り便所）使用世帯及び浄化槽（合併処理浄化槽・単独処理浄化槽）設置世帯の実態把握に努める
- 18 (2) 公共下水道の整備済地域において下水道未接続世帯に対し、公共下水道への接続を促進する
- 19 (3) 公共下水道の未整備地域において、合併処理浄化槽の設置を促進する
- 20 (4) 公共下水道の計画的な整備を推進する
- 21 (5) 汚泥再生処理センターの適正な維持管理を確保する

22 **【生活排水の適正管理に関する取組】**

- 23 (1) 浄化槽法に基づき、浄化槽設置者に対し、保守点検、清掃及び法定検査の適正な実施について普及啓発を行う
- 24 (2) 水質汚濁防止法、下水道法等の関係法令に基づき、事業者に対する適正な排水の指導及び監視を行う

25 **【生活排水に係る資源化・有効利用に関する取組】**

- 26 (1) 各種生活排水処理施設から発生する汚泥の堆肥化等による資源化について検討し、必要に応じて推進する

27 **【その他の取組】**

- 28 (1) 市の広報紙、ホームページ等を活用し、生活排水対策に関する情報提供及び啓発を行う
- 29 (2) 環境月間パネル展等により、生活排水対策に関する意識啓発に係る広報活動（ポスター・パンフレット等）の実施
- 30 (3) 河川、排水路等の清掃活動を実施し、生活排水対策の重要性に対する理解の促進を図る
- 31 (4) 生活排水対策等に関する講演会、説明会等を開催する
- 32 (5) 水生生物観察会等を開催し、水環境保全に対する理解と関心の向上を図る

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

1 (2) 市民の役割

2
3
4 市民における取組

関係する
SDGsの目標



5
6
7
8 **【生活排水の施設整備に関する取組】**

- 9
10 (1) 公共下水道の整備済地域においては、公共下水道へ接続する
11 (2) 公共下水道の未整備地域においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図る

12
13
14 **【生活排水の適正管理に関する取組】**

- 15 (1) 生活排水処理施設への負荷低減に関する取組
16 ①調理くずや廃食用油を適正に処理し、排水口に流さないようにする
17 ②米のとぎ汁を植木等への散水に利用するなど、直接排水しないよう工夫する
18 ③洗剤を使用しないで汚れを落とすことができるアクリルたわし等を利用する
19 ④洗剤や石けんを使用する際は、適量を使用し、使用量の削減に努める
20 ⑤洗濯排水等の生活雑排水をベランダ等から直接排水しない
21 ⑥米のとぎ汁の発生量を減らすため、「無洗米」を利用する
22 (2) 浄化槽を設置している場合は、浄化槽法に基づき、保守点検、清掃及び法定検査を適正に
23 実施する

24
25
26
27
28 **【生活排水に係る資源化・有効利用に関する取組】**

- 29 (1) 浴槽の残り湯を洗濯等に再利用する

30
31
32
33 **【その他の取組】**

- 34 (1) 市や沖縄県が実施する生活排水対策に関する各種施策に協力する
35
36
37
38

1 (3) 事業者の役割

2
3
4 事業者における取組

関係する
SDGsの目標



5
6
7
8 **【生活排水の施設整備に関する取組】**

- 9
10 (1) 公共下水道の整備済地域においては、公共下水道へ接続する
11 (2) 公共下水道の未整備地域においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図る

12
13
14 **【生活排水の適正管理に関する取組】**

- 15 (1) 調理くずや廃食用油を適正に処理する
16 (2) グリーストラップを適正に維持管理する
17 (3) 浄化槽を設置している場合は、浄化槽法に基づき、保守点検、清掃及び法定検査を適正に実施する
18 (4) 水質汚濁防止法、下水道法等の関係法令に基づき、適正な排水の管理及び処理を行う

19
20
21
22 **【生活排水に係る資源化・有効利用に関する取組】**

- 23 (1) 洗浄水等の再利用や循環利用に努める

24
25
26
27 **【その他の取組】**

- 28 (1) 市や沖縄県が実施する生活排水対策に関する各種施策に協力する
29
30
31
32

1 6. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

2 (1) 排出抑制・再資源化計画

3 生活雑排水による公共用水域への水質汚濁負荷を低減するとともに、一般廃棄物としてのし尿
4 及び浄化槽汚泥の発生量の抑制を図るため、公共下水道整備の推進及び接続率の向上を図ります。

5 また、公共下水道の未整備地域では、くみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯に対し、合併処理
6 浄化槽への転換を促進します。

7 本市で排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、倉浜衛生施設組合の「汚泥再生処理センター 宜野湾
8 清水苑」において、学校給食の生ごみ（調理残渣）とともに適正に処理されています。

9 処理過程で生じた分離液は、公共下水道（みずくりん宜野湾）へ送水され、適正に処理された
10 後、公共用水域へ放流されています。

11 し尿及び浄化槽汚泥の処理過程で発生する脱水汚泥は、エコトピア池原において助燃剤として
12 有効利用しており、今後も現行の体制を継続します。

13

14

15 (2) 収集・運搬計画

16 公共下水道の整備に伴い、本市における今後の下水道接続率は上昇していくことが見込まれる
17 一方、事業所等の仮設トイレからのし尿は一定量が継続的に排出されると想定されます。

18 このため、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制は、現行の体制を継続します。

19

20 ①収集運搬の主体

21 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の主体は、許可業者とし、現行の体制を継続します。

22

23 ②収集対象区域

24 収集対象区域は、沖縄市の行政区域のうち、在日米軍施設を除く全域とします。

25

26 ③収集運搬の方法

27 収集運搬の方法は、現行どおり許可業者によるし尿収集車（バキューム車）による収集運搬方
28 式を基本とします。

29 本市における今後の下水道接続率は、上昇していくことが想定されることから、その接続率の
30 推移を継続的に把握し、より効率的な収集運搬体制の確立に向けて必要な見直しを適宜検討しま
31 す。

32

1 (3) 中間処理計画

2 ①公共下水道

3 公共下水道の整備を推進するとともに、接続可能世帯に対して下水道への接続を促進します。

4

5 ②合併処理浄化槽

6 公共下水道の未整備地域においては、くみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯に対する合併処理
7 浄化槽への転換を促進します。

8 また、浄化槽法に基づき、浄化槽設置者に対し、保守点検、清掃及び法定検査の適正な実施に
9 ついて普及啓発を行います。

10

11 ③汚泥再生処理センター

12 くみ取り世帯、単独処理浄化槽世帯及び合併処理浄化槽世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚
13 泥は、倉浜衛生施設組合の「汚泥再生処理センター 宜野湾清水苑」で適正に処理しており、今後
14 も現行の体制を継続します。

15

16

17 (4) 最終処分計画

18 し尿及び浄化槽汚泥の処理過程で発生する脱水汚泥は、エコトピア池原にて助燃剤として有効
19 利用しており、今後も現行の体制を継続します。

20